別添１

○総務省令第　　号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（具備すべき電波等） 第十二条　デジタル選択呼出装置により通信を行う船舶局は、当該船舶局の区別に従い、次の表に掲げる電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。 ［表　略］ ［2～5　略］ 6　船舶地球局は、次の各号に掲げる船舶地球局の区別に従い、当該各号に定める電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。 一　国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局（以下「インマルサット人工衛星局」という。）の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局（以下「インマルサット船舶地球局」という。）　総務大臣が別に告示する電波 二　非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により海岸地球局と通信を行う船舶地球局　Q七W電波一、六一八・二五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数帯のうち総合通信局長が指示する電波 ［7～9　略］ 10　次の表の上欄に掲げる無線設備を備える船舶局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を受けることができるものでなければならない。 ［11～13　略］ （義務船舶局の無線設備の機器） 第二十八条　法第三十三条の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器は、次のとおりとする。ただし、当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。 一　A一海域（F二B電波一五六・五二五MHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。）のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器 ［(1)～(2)　略］ (3)　船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器	（具備すべき電波等） 第十二条　［同上］ ［表　同上］ ［2～5　同上］ 6　国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局（以下「インマルサット人工衛星局」という。）の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局（以下「インマルサット船舶地球局」という。）は、総務大臣が別に告示する電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。 ［7～9　同上］ 10　［同上］ ［11～13　同上］ （義務船舶局の無線設備の機器） 第二十八条　［同上］ 一　［同上］ ［(1)～(2)　同上］ (3)　［同上］

<table>
<tr><td>無線設備</td><td>電波の型式及び周波数</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>高機能グループ呼出受信機</td><td>G一D電波一、五三〇MHzから一、五四五MHzまで又はQ七W電波一、六一八・二五MHzから一、六二六・五MHzまで</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>無線設備</td><td>電波の型式及び周波数</td></tr>
<tr><td>［同上］</td><td>［同上］</td></tr>
<tr><td>インマルサット高機能グループ呼出受信機</td><td>G一D電波一、五三〇MHzから一、五四五MHzまで</td></tr>
<tr><td>［同上］</td><td>［同上］</td></tr>
</table>

［(一)　略］

(二)　高機能グループ呼出受信機（ナブテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏として、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものを超えて航行する船舶の義務船舶局に限る。次号及び第三号において同じ。）　一台

［(4)　略］

二　A一海域及びA二海域（F一B電波二、一八七・五kHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏（A一海域を除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。）のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

［(1)～(2)　略］

(3)　船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

［(一)　略］

(二)　高機能グループ呼出受信機　一台

［(4)　略］

三　A一海域及び、A二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

［(1)～(2)　略］

(3)　船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

［(一)　略］

(二)　高機能グループ呼出受信機　一台

［(4)　略］

［2～6　略］

7　第一項第三号の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶にインマルサット船舶地球局のインマルサットC型又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、第一項第三号の(1)の(二)及び(4)の(四)の機器を備えることを要しない。ただし、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備を備えるものであつて、総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶の義務船舶局の場合は、この限りでない。

［8　略］

9　第一項の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶に高機能グループ呼出受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備又は高機能グループ呼出受信の機能を持つ第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、高機能グループ呼出受信機を備えることを要しない。この場合において、当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備は、第一項に規定する高機能グループ呼出受信機とみなして、義務船舶局における当該機器に係る規定を適用する。

［(一)　同上］

(二)　インマルサット高機能グループ呼出受信機（ナブテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏として、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものを超えて航行する船舶の義務船舶局に限る。次号及び第三号において同じ。）　一台

［(4)　同上］

二　［同上］

［(1)～(2)　同上］

(3)　［同上］

［(一)　同上］

(二)　インマルサット高機能グループ呼出受信機　一台

［(4)　同上］

三　［同上］

［(1)～(2)　同上］

(3)　［同上］

［(一)　同上］

(二)　インマルサット高機能グループ呼出受信機　一台

［(4)　同上］

［2～6　同上］

7　第一項第三号の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶にインマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備を備えるものは、同項の規定にかかわらず、同号の(1)の(二)及び(4)の(四)の機器を備えることを要しない。ただし、総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶の義務船舶局の場合は、この限りでない。

［8　同上］

9　第一項の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶にインマルサット高機能グループ呼出受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備（当該インマルサット船舶地球局の無線設備による通常の通信を行う場合において、インマルサット高機能グループ呼出受信機の機能を同時に使用できるもの又はこれに相当するものとして総務大臣が別に告示するものに限る。）を備えるものは、同項の規定にかかわらず、インマルサット高機能グループ呼出受信機を備えることを要しない。この場合において、当該インマルサット船舶地球局の無線設備は、同項に規定するインマルサット高機能グループ呼出受信機とみなして、義務船舶局における当該機器に係る規定を適用する。

［10　略］

（義務船舶局等の無線設備の条件等）

第二十八条の二　法第三十四条本文の総務省令で定める船舶地球局は、前条第七項の規定により、同条第一項第三号の⑴の㈡及び⑷の㈣の機器を備えることを要しないこととした場合における当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二六・五MHzから一、六二一・三五MHzまでの周波数の電波を使用するもの及び第二十八条の五第三項の規定により、インマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型の無線設備又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を同条第一項の予備設備とした場合における当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備とする。

［2　略］

第二十八条の五　法第三十五条第一号の規定により備えなければならない予備設備は、次に掲げる無線設備の機器とする。

［一～三　略］

［2　略］

3　第一項の予備設備は、同項の規定による機器を備えることが困難又は不合理である場合には、総務大臣が別に告示するところにより、インマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備の機器その他の当該告示において定める機器とすることができる。

［4～7　略］

第五節　無線従事者

（義務船舶局等の無線設備の操作）

第三十二条の十　法第三十九条第一項本文の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備は、次のとおりとする。ただし、航海の態様が特殊な船舶の無線設備その他総務大臣又は総合通信局長が特に認めるものについては、この限りでない。

［一　略］

二　前号の⑴から⑶までに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備（第二十八条の二第一項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型のものに限る。）又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備

（船舶局無線従事者証明の効力の継続）

第三十四条の十二　法第四十八条の三第一号の総務省令で定める無線局の無線設備は、次のとおりとする。

［一　略］

［10　同上］

（義務船舶局等の無線設備の条件等）

第二十八条の二　法第三十四条本文の総務省令で定める船舶地球局は、前条第七項の規定により、同条第一項第三号の⑴の㈡及び⑷の㈣の機器を備えることを要しないこととした場合における当該インマルサット船舶地球局及び第二十八条の五第三項の規定により、インマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型の無線設備を同条第一項の予備設備とした場合における当該インマルサット船舶地球局とする。

［2　同上］

第二十八条の五　［同上］

［一～三　同上］

［2　同上］

3　第一項の予備設備は、同項の規定による機器を備えることが困難又は不合理である場合には、総務大臣が別に告示するところにより、インマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型の無線設備の機器その他の当該告示において定める機器とすることができる。

［4～7　同上］

第五節　無線従事者

（義務船舶局等の無線設備の操作）

第三十二条の十　［同上］

［一　同上］

二　前号の⑴から⑶までに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備（第二十八条の二第一項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型のものに限る。）

（船舶局無線従事者証明の効力の継続）

第三十四条の十二　法第四十八条の三第一号の総務省令で定める無線局の無線設備は、次のとおりとする。

［一　同上］

ニ　船舶地球局の無線設備

［三　略］

第六節　目的外通信等

（遭難通信等）

第三十六条の二　法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

［一　略］

ニ　船舶地球局の無線設備を使用して、別図第二号に定める構成により行うもの

三　海岸地球局が高機能グループ呼出によつて行うものであつて、別図第三号に定める構成によるもの

［四から八　略］

2　法第五十二条第二号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

［一　略］

ニ　船舶地球局の無線設備を使用して、別図第八号に定める構成により行うもの

三　海岸地球局が高機能グループ呼出によつて行うものであつて、別図第九号に定める構成によるもの

3　法第五十二条第三号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

［一　略］

ニ　海岸地球局が高機能グループ呼出によつて行うものであつて、別図第十一号に定める構成によるもの

［三　略］

別図第二号（第36条の２第１項第２号関係）

［1　略］

［削る］

2　インマルサットF型を使用するもの

同期符号	呼出しの種類（注１）	自局の識別表示	相手局の識別表示	通報の型式（注２）	遭難の位置（注３）	誤り検定符号

注１　「11100011」であること。

注２　引き続いて行う通報の型式等をコード化したものであること。

ニ　インマルサット船舶地球局の無線設備

［三　同上］

第六節　目的外通信等

（遭難通信等）

第三十六条の二　［同上］

［一　同上］

ニ　インマルサット船舶地球局の無線設備を使用して、別図第二号に定める構成により行うもの

三　海岸地球局がインマルサット高機能グループ呼出によつて行うものであつて、別図第三号に定める構成によるもの

［四から八　同上］

2　［同上］

［一　同上］

ニ　インマルサット船舶地球局の無線設備を使用して、別図第八号に定める構成により行うもの

三　海岸地球局がインマルサット高機能グループ呼出によつて行うものであつて、別図第九号に定める構成によるもの

3　［同上］

［一　同上］

ニ　海岸地球局がインマルサット高機能グループ呼出によつて行うものであつて、別図第十一号に定める構成によるもの

［三　同上］

別図第二号（第36条の２第１項第２号関係）

［1　同左］

2　インマルサットM型を使用するもの

同期符号	呼出しの種類（注１）	自局の識別表示	相手局の識別表示	遭難の位置（注２）	通報の型式（注３）	誤り検定符号

注１　「00100001」であること。

注２　空中線の仰角及び方位角をコード化したものであること。

注３　引き続いて行う通報の型式等をコード化したものであること。

［3　同左］

注３　船舶の位置ををコード化したものであること。

３　第12条第６項第２号に規定する船舶地球局の無線設備を使用するもの

ポートのバージョン	遭難の種別	固定時間	通報の型式	遭難の位置	通報に係る事項（注1）	識別表示	遭難の時間	信頼性に関する符号	誤り検定符号

注１　船舶の進路等をコード化したものであること。

別図第八号（第36条の２第２項第２号関係）

［削る］

［１　略］

２　第12条第６項第２号に規定する船舶地球局の無線設備を使用するもの

サービスコード（注１）	識別表示（注２）	通信先の値（注３）	優先度コード（注４）	通報の本文（注５）	停止符号	誤り検定符号

注１　安全通報のクラスを内容とすること。

注２　海上移動業務別コードであること。

注３　救助調整本部のショートコードであること。

注４　緊急通信である旨を内容とすること。

注５　通報の内容を含むこと。

［新設］

別図第八号（第36条の２第２項第２号関係）

１　インマルサットM型を使用するもの

同期符号	呼出しの種類（注１）	自局の識別表示	相手局の識別表示	自局の位置（注２）	通報の優先度（注３）	自局の位置（注４）	通報の型式（注５）	誤り検定符号

注１　「11000001」であること。

注２　空中線の仰角の範囲をコード化したものであること。

注３　「01」であること。

注４　空中線の方位角の範囲をコード化したものであること。

注５　引き続いて行う通報の型式等をコード化したものであること。

［２　同左］

［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
別表第二号第３　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。 ［１枚目～３枚目　略］	別表第二号第３　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。 ［１枚目～３枚目　同左］

4枚目

長辺

30	無線局の区別		
31	電気通信業務の取扱範囲	□国内　□国際	
32	航行する海域コード		
33	航行区域又は従業制限コード		
34	船舶番号又は漁船登録番号		
35	信号符字		
36	加入海岸局	正加入	
		準加入	
37	施行規則第28条第２項の無線設備等	局種コード	
		無線設備の名称	コード〔　　〕
38	施行規則第28条第３項の無線設備等	局種コード	
		無線設備の名称	
39	施行規則第28条第６項の無線設備等	局種コード	
		無線設備の名称	
40	電波法第33条及び第35条関連（義務船舶局等の場合に限る。）		
	(1)　電波法第33条の規定により備えなければならない受信機等	□ナブテックス受信機〔英文（518kHz）〕 □ナブテックス受信機〔和文（424kHz）〕 □高機能グループ呼出受信機 □デジタル選択呼出専用受信機〔超短波帯〕 □デジタル選択呼出専用受信機〔中短波帯〕 □デジタル選択呼出専用受信機〔中短波帯及び短波帯〕 □無線航法装置 　□地上無線航法装置 　□衛星無線航法装置 □船舶地球局の無線設備 　無線設備の名称〔　　〕 　識別信号　〔　　〕 　免許の番号　〔　　〕	
	(2)　電波法第35条の措置	□電波法第35条第１号の措置 　□超短波帯の無線設備の機器 　□中短波帯の無線設備の機器 　□中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 　□中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 　□船舶地球局の無線設備を予備設備とする場合 　　無線設備の名称〔　　〕 　　識別信号　〔　　〕 　　免許の番号　〔　　〕 　□その他（他の無線設備の機器を予備装置とするときはその機器） 　　〔　　〕 □電波法第35条第２号の措置 　（□他の者への委託　　） □電波法第35条第３号の措置	
41	備考		

短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

4枚目

長辺

30	無線局の区別		
31	電気通信業務の取扱範囲	□国内　□国際	
32	航行する海域コード		
33	航行区域又は従業制限コード		
34	船舶番号又は漁船登録番号		
35	信号符字		
36	加入海岸局	正加入	
		準加入	
37	施行規則第28条第２項の無線設備等	局種コード	
		無線設備の名称	コード〔　　〕
38	施行規則第28条第３項の無線設備等	局種コード	
		無線設備の名称	
39	施行規則第28条第６項の無線設備等	局種コード	
		無線設備の名称	
40	電波法第33条及び第35条関連（義務船舶局等の場合に限る。）		
	(1)　電波法第33条の規定により備えなければならない受信機等	□ナブテックス受信機〔英文（518kHz）〕 □ナブテックス受信機〔和文（424kHz）〕 □インマルサット高機能グループ呼出受信機 □デジタル選択呼出専用受信機〔超短波帯〕 □デジタル選択呼出専用受信機〔中短波帯〕 □デジタル選択呼出専用受信機〔中短波帯及び短波帯〕 □無線航法装置 　□地上無線航法装置 　□衛星無線航法装置 □インマルサット船舶地球局の無線設備 　型名　〔　　〕 　識別信号　〔　　〕 　免許の番号〔　　〕	
	(2)　電波法第35条の措置	□電波法第35条第１号の措置 　□超短波帯の無線設備の機器 　□中短波帯の無線設備の機器 　□中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 　□中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 　□インマルサット船舶地球局の無線設備を予備設備とする場合 　　型名　〔　　〕 　　識別信号　〔　　〕 　　免許の番号〔　　〕 　□その他（他の無線設備の機器を予備装置とするときはその機器） 　　〔　　〕 □電波法第35条第２号の措置 　（□他の者への委託　　） □電波法第35条第３号の措置	
41	備考		

短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～35　略］ 36　40の欄は、義務船舶局等に限り記載することとし、次によること。 ⑴　⑴の欄は、該当する□にレ印を付け、同欄の［　　］には該当する事項を記載すること。この場合における船舶地球局の無線設備は施行規則第28条の２第１項のインマルサット船舶地球局又は施行規則第12条第６項第２号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1626.5MHzまでの周波数の電波を使用するものに限るとし、高機能グループ呼出受信機は施行規則第28条第９項の高機能グループ呼出受信の機能を持つ船舶地球局の無線設備を含むものとする。 ［⑵・⑶　略］ ［37～40　略］ 別表第二号の二第５　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係） （総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替える。 アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。 ［１枚目～９枚目　略］ ［注１～22　略］ 23　略 ［⑴～⑶　略］ ⑷　ブロッキングチャートについては、空中線（高機能グループ呼出受信機用に限る。）の中心から見通した場合における船上の回線障害物の設置状況を記載すること。ただし、次の義務設備に限り添付すること。 ア　施行規則第28条第７項、第８項及び第10項の規定により、短波帯の無線設備の機器の代わりに備える船舶地球局の無線設備 イ　施行規則第28条の５第３項の規定により、予備設備として備える船舶地球局の無線設備	［注１～35　同左］ 36　［同左］ ⑴　⑴の欄は、該当する□にレ印を付け、同欄の［　　］には該当する事項を記載すること。この場合におけるインマルサット船舶地球局の無線設備は施行規則第28条の２第１項のインマルサット船舶地球局のものに限るとし、インマルサット高機能グループ呼出受信機は施行規則第28条第９項のインマルサット高機能グループ呼出受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備を含むものとする。 ［⑵・⑶　同左］ ［37～40　同左］ 別表第二号の二第５　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係） （総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替える。 アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。 ［１枚目～９枚目　略］ ［注１～22　同左］ 23　［同左］ ［⑴～⑶　同左］ ⑷　ブロッキングチャートについては、空中線（インマルサット高機能グループ呼出受信機用に限る。）の中心から見通した場合における船上の回線障害物の設置状況を記載すること。ただし、次の義務設備に限り添付すること。 ア　施行規則第28条第７項、第８項及び第10項の規定により、短波帯の無線設備の機器の代わりに備えるインマルサット船舶地球局の無線設備 イ　施行規則第28条の５第３項の規定により、予備設備として備えるインマルサット船舶地球局の無線設備

ウ　施行規則第28条第９項に規定される高機能グループ呼出受信の機能を持つ船舶地球局の無線設備	ウ　施行規則第28条第９項に規定されるインマルサット高機能グループ呼出受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備
［24～41　略］	［24～41　同左］
別表第二号の二第６　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	別表第二号の二第６　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）
［１枚目　略］	［１枚目　同左］

２枚目

長

辺

13　無線局の区別					
14　特殊な設備	機器の種類	台数	検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	製造番号	補足事項
	□デジタル選択呼出専用受信機（超短波帯）〔DSR〕				
	□デジタル選択呼出専用受信機（中短波帯）〔DSR〕				
	□デジタル選択呼出専用受信機（中短波帯及び短波帯）〔DSR〕				
	□ナブテックス受信機（英文）〔NRI〕				
	□ナブテックス受信機（和文）〔NRN〕				
	□高機能グループ呼出受信機〔EGC〕				
	□双方向無線電話（施行規則第28条第５項に規定するものを除く。）〔LP〕				
	□双方向無線電話（施行規則第28条第５項に規定するもの）〔LP〕				
	□船舶航空機間双方向無線電話〔SAW〕				
	□船上通信設備〔FMB〕				
	□レーダー〔R〕				
	□衛星非常用位置指示無線標識〔SE〕				
	□捜索救助用レーダートランスポンダ〔LTL〕				
	□捜索救助用位置指示送信装置〔ATL〕				
	□設備規則第45条の３の５に規定する無線設備〔VDR〕				
	□VHFデータ交換装置〔VDE〕				
	□無線方位測定機〔ADF〕				
	□周波数測定装置〔W〕				
	□地上無線航法装置〔LRN〕				
	□衛星無線航法装置〔GPS〕				
	□ファクシミリ受信機〔F〕				
	□その他（　　）				

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

２枚目

長

辺

13　無線局の区別					
14　特殊な設備	機器の種類	台数	検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	製造番号	補足事項
	□デジタル選択呼出専用受信機（超短波帯）〔DSR〕				
	□デジタル選択呼出専用受信機（中短波帯）〔DSR〕				
	□デジタル選択呼出専用受信機（中短波帯及び短波帯）〔DSR〕				
	□ナブテックス受信機（英文）〔NRI〕				
	□ナブテックス受信機（和文）〔NRN〕				
	□インマルサット高機能グループ呼出受信機〔EGC〕				
	□双方向無線電話（施行規則第28条第５項に規定するものを除く。）〔LP〕				
	□双方向無線電話（施行規則第28条第５項に規定するもの）〔LP〕				
	□船舶航空機間双方向無線電話〔SAW〕				
	□船上通信設備〔FMB〕				
	□レーダー〔R〕				
	□衛星非常用位置指示無線標識〔SE〕				
	□捜索救助用レーダートランスポンダ〔LTL〕				
	□捜索救助用位置指示送信装置〔ATL〕				
	□設備規則第45条の３の５に規定する無線設備〔VDR〕				
	□VHFデータ交換装置〔VDE〕				
	□無線方位測定機〔ADF〕				
	□周波数測定装置〔W〕				
	□地上無線航法装置〔LRN〕				
	□衛星無線航法装置〔GPS〕				
	□ファクシミリ受信機〔F〕				
	□その他（　　）				

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［３枚目・４枚目　略］ 　［注１～17　略］ 　18　略 　　［⑴～⑶　略］ 　　⑷　ブロッキングチャートは、空中線（高機能グループ呼出受信機用に限る。）の中心から見通した場合における船上の回線障害物の設置状況を記載すること。 　［19～24　略］	［３枚目・４枚目　同左］ 　［注１～17　同左］ 　18　［同左］ 　　［⑴～⑶　同左］ 　　⑷　ブロッキングチャートは、空中線（インマルサット高機能グループ呼出受信機用に限る。）の中心から見通した場合における船上の回線障害物の設置状況を記載すること。 　［19～24　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（義務船舶局等の無線設備の機能試験）

第六条　義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日一回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

2　法第三十五条第一号の予備設備を備えている義務船舶局等においては、毎月一回以上、総務大臣が別に告示する方法により、その機能を確かめておかなければならない。

3　デジタル選択呼出専用受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日一回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

4　高機能グループ呼出受信機（施行規則第二十八条第九項に規定する船舶地球局の無線設備を含む。以下同じ。）を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日一回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

（聴守電波等）

第四十二条　法第六十五条本文の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局については、Ｆ一Ｂ電波二、一八七・五kHz、四、二〇七・五kHz、六、三一二kHz、八、四一四・五kHz、一二、五七七kHz若しくは一六、八〇四・五kHz又はＦ二Ｂ電波一五六・五二五MHzの指定を受けているもの

二　船舶地球局及び海岸地球局については、総務大臣が別に告示するもの

三　船舶局については、次に掲げるもの

(1)　Ｆ三Ｅ電波一五六・六五MHz又は一五六・八MHzの指定を受けている船舶局（旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものの船舶局に限る。）

(2)　法第三十三条の規定によりナブテツクス受信機を備える船舶局

(3)　法第三十三条の規定により高機能グループ呼出受信機を備える船舶局

四　海岸局については、Ｆ三Ｅ電波一五六・八MHzの指定を受けているもの

第四十三条　法第六十五条の総務省令で定める時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　Ｆ三Ｅ電波一五六・六五MHz及び一五六・八MHzの聴守については、その船舶が海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第一条第二項の規定による同法を適用する海域（第四十四条の二において「特定海域」という。）及び港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第三条第二項に規定する特定港の区域（第四十四条の二において「特定港の区域」という。）を航行中常時

二　Ｆ一Ｂ電波五一八kHzの聴守については、Ｆ一Ｂ電波五一八kHzで海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時

三　Ｆ一Ｂ電波四二四kHzの聴守については、Ｆ一Ｂ電波四二四kHzで海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時

改正前

（義務船舶局等の無線設備の機能試験）

第六条　義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日一回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

2　法第三十五条第一号の予備設備を備えている義務船舶局等においては、毎月一回以上、総務大臣が別に告示する方法により、その機能を確かめておかなければならない。

3　デジタル選択呼出専用受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日一回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

4　インマルサット高機能グループ呼出受信機（施行規則第二十八条第九項に規定するインマルサット船舶地球局の無線設備を含む。以下同じ。）を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日一回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

（聴守電波等）

第四十二条　法第六十五条本文の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局については、Ｆ一Ｂ電波二、一八七・五kHz、四、二〇七・五kHz、六、三一二kHz、八、四一四・五kHz、一二、五七七kHz若しくは一六、八〇四・五kHz又はＦ二Ｂ電波一五六・五二五MHzの指定を受けているもの

二　船舶地球局及び海岸地球局については、総務大臣が別に告示するもの

三　船舶局については、次に掲げるもの

(1)　Ｆ三Ｅ電波一五六・六五MHz又は一五六・八MHzの指定を受けている船舶局（旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものの船舶局に限る。）

(2)　法第三十三条の規定によりナブテツクス受信機を備える船舶局

(3)　法第三十三条の規定によりインマルサット高機能グループ呼出受信機を備える船舶局

四　海岸局については、Ｆ三Ｅ電波一五六・八MHzの指定を受けているもの

第四十三条　法第六十五条の総務省令で定める時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　Ｆ三Ｅ電波一五六・六五MHz及び一五六・八MHzの聴守については、その船舶が海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第一条第二項の規定による同法を適用する海域（第四十四条の二において「特定海域」という。）及び港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第三条第二項に規定する特定港の区域（第四十四条の二において「特定港の区域」という。）を航行中常時

二　Ｆ一Ｂ電波五一八kHzの聴守については、Ｆ一Ｂ電波五一八kHzで海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時

三　Ｆ一Ｂ電波四二四kHzの聴守については、Ｆ一Ｂ電波四二四kHzで海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時

四　Ｇ一Ｄ電波一、五三〇㎒から一、五四五㎒までの五㎸間隔又はＱ七Ｗ電波一、六二一・三㎒から一、六二六・五㎒までの四一・六六七㎸間隔の周波数のうち、高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数の聴守については、常時

第四十三条の二　法第六十五条の表の一の項の総務省令で定める周波数は、次の各号に掲げる周波数のうち当該無線局が指定を受けているものとする。

一　Ｆ一Ｂ電波二、一八七・五㎸

二　Ｆ一Ｂ電波八、四一四・五㎸

三　Ｆ一Ｂ電波四、二〇七・五㎸、六、三一二㎸、一二、五七七㎸及び一六、八〇四・五㎸（船舶局の場合にあつては、これらの電波のうち、時刻、季節、地理的位置等に応じ、適当な海岸局と通信を行うため適切な一の周波数とする。）

四　Ｆ二Ｂ電波一五六・五二五㎒

2　法第六十五条の表の二の項の総務省令で定める周波数は、総務大臣が別に告示する。

3　法第六十五条の表三の項の総務省令で定める周波数は、次の各号に掲げる周波数とする。

一　第四十二条第三号の⑵の船舶局にあつては、Ｆ一Ｂ電波四二四㎸又は五一八㎸

二　第四十二条第三号の⑶の船舶局にあつては、Ｇ一Ｄ電波一、五三〇㎒から一、五四五㎒までの五㎸間隔又はＱ七Ｗ電波一、六二一・三九五八三三㎒から一、六二五・九七九一六七㎒までの四一・六六七㎸間隔の周波数のうち、高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数

4　法第六十五条の表四の項の総務省令で定める周波数は、Ｆ三Ｅ電波一五六・八㎒とする。

第四十四条の二　第四十二条第三号の⑴に該当する船舶局は、法第六十五条の規定によるほか、特定海域及び特定港の区域以外の海域を航行中においても、できる限り常時、Ｆ三Ｅ電波一五六・八㎒を聴守するものとする。

2　次の表の上欄に掲げる船舶局は、同表の中欄に掲げる時間中、同表の下欄に掲げる周波数をできる限り聴守するものとする。

船舶局	時間	周波数
一　Ｆ三Ｅ電波一五六・六五㎒の指定を受けている船舶局（第四十二条第三号の⑴に該当するもの並びにＦ三Ｅ電波一五六・八㎒の指定を受けているものであつて一五六・六五㎒及び一五六・八㎒の周波数の電波を同時に聴守することができないものを除く。）	［略］	［略］
二　Ｆ三Ｅ電波一五六・八㎒の指定を受けている船舶局（第四十二条第三	［略］	［略］

四　Ｇ一Ｄ電波一、五三〇㎒から一、五四五㎒までの五㎸間隔の周波数のうち、インマルサツト高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数の聴守については、常時

第四十三条の二　法第六十五条の表の一の項の総務省令で定める周波数は、次の各号に掲げる周波数のうち当該無線局が指定を受けているものとする。

一　Ｆ一Ｂ電波二、一八七・五㎸

二　Ｆ一Ｂ電波八、四一四・五㎸

三　Ｆ一Ｂ電波四、二〇七・五㎸、六、三一二㎸、一二、五七七㎸及び一六、八〇四・五㎸（船舶局の場合にあつては、これらの電波のうち、時刻、季節、地理的位置等に応じ、適当な海岸局と通信を行うため適切な一の周波数とする。）

四　Ｆ二Ｂ電波一五六・五二五㎒

2　法第六十五条の表の二の項の総務省令で定める周波数は、総務大臣が別に告示する。

3　法第六十五条の表三の項の総務省令で定める周波数は、次の各号に掲げる周波数とする。

一　第四十二条第三号の⑵の船舶局にあつては、Ｆ一Ｂ電波四二四㎸又は五一八㎸

二　第四十二条第三号の⑶の船舶局にあつては、Ｇ一Ｄ電波一、五三〇㎒から一、五四五㎒までの五㎸間隔の周波数のうち、インマルサツト高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数

4　法第六十五条の表四の項の総務省令で定める周波数は、Ｆ三Ｅ電波一五六・八㎒とする。

第四十四条の二　第四十二条第三号の⑴に該当する船舶局は、法第六十五条の規定によるほか、特定海域及び特定港の区域以外の海域を航行中においても、できる限り常時、Ｆ三Ｅ電波一五六・八㎒を聴守するものとする。

2　次の表の上欄に掲げる船舶局は、同表の中欄に掲げる時間中、同表の下欄に掲げる周波数をできる限り聴守するものとする。

船舶局	時間	周波数
一　Ｆ三Ｅ電波一五六・六五㎒の指定を受けている船舶局（第四十二条第三号の⑴に該当するもの並びにＦ三Ｅ電波一五六・八㎒の指定を受けているものであつて一五六・六五㎒及び一五六・八㎒の周波数の電波を同時に聴守することができないものを除く。）	［同上］	［同上］
二　Ｆ三Ｅ電波一五六・八㎒の指定を受けている船舶局（第四十二条第三	［同上］	［同上］

号の⑴に該当するものを除く。）		
三　ナブテックス受信機を備える船舶局（第四十二条第三号の⑵に該当するものを除く。）	［略］	［略］
四　高機能グループ呼出受信機を備える船舶局（第四十二条第三号の⑶に該当するものを除く。）	［略］	G一D電波一、五三〇MHzから一、五四五MHzまでの五kHz間隔又はQ七W電波一、六二一・三九五八三三MHzから一、六二五・九七九一六七MHzまでの四一・六六七kHz間隔の周波数のうち、高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数

［3・4　略］

（遭難信号の前置）

第八十二条の三　遭難している船舶又は航空機の捜索及び救助に関する通信においては、施行規則第三十六条の二第一項に定める方法により行うもの並びに第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条第九項（第八十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十二条第一項に規定するものを除き、次に掲げる遭難信号を前置しなければならない。

一　狭帯域直接印刷電信装置及びインマルサット人工衛星局又は一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信する「MAYDAY」

二　無線電話により送信する「メーデー」又は「遭難」

（航空局等の聴守電波）

第百四十六条　法第七十条の四の規定による航空局の聴守電波の型式は、A三E又はJ三Eとし、その周波数は、別に告示する。

［2〜4　略］

5　法第七十条の四の規定による航空機地球局の聴守電波の型式は、G一D、G七D、G七W、D七W又はQ七Wとし、その周波数は、別に告示する。

号の⑴に該当するものを除く。）		
三　ナブテックス受信機を備える船舶局（第四十二条第三号の⑵に該当するものを除く。）	［同上］	［同上］
四　インマルサット高機能グループ呼出受信機を備える船舶局（第四十二条第三号の⑶に該当するものを除く。）	［同上］	G一D電波一、五三〇MHzから一、五四五MHzまでの五kHz間隔の周波数のうち、インマルサット高機能グループ呼出しの回線設定を行うための周波数

［3・4　同上］

（遭難信号の前置）

第八十二条の三　遭難している船舶又は航空機の捜索及び救助に関する通信においては、施行規則第三十六条の二第一項に定める方法により行うもの並びに第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条第九項（第八十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十二条第一項に規定するものを除き、次に掲げる遭難信号を前置しなければならない。

一　狭帯域直接印刷電信装置及びインマルサット人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信する「MAYDAY」

二　無線電話により送信する「メーデー」又は「遭難」

（航空局等の聴守電波）

第百四十六条　法第七十条の四の規定による航空局の聴守電波の型式は、A三E又はJ三Eとし、その周波数は、別に告示する。

［2〜4　同上］

5　法第七十条の四の規定による航空機地球局の聴守電波の型式は、G一D、G七D、G七W又はD七Wとし、その周波数は、別に告示する。

備考　表中［　］の記載は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別により無線設備の条件 ［第一節～第二節の十三　略］ 第三節　船舶局及び海岸局並びに船舶地球局等の無線設備（第三十七条の二十八一第四十五条の三の七） ［第三節の二～第九節　略］ ［第五章　略］ 附則	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別により無線設備の条件 ［第一節～第二節の十三　略］ 第三節　船舶局及び海岸局並びにインマルサット船舶地球局等の無線設備（第三十七条の二十八一第四十五条の三の七） ［第三節の二～第九節　同上］ ［第五章　同上］ 附則
（副次的に発する電波等の限度） 第二十四条　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。 ［2～8　略］ 9　船舶地球局、航空機地球局及び携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局（いずれも一、六一八・二五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。 ［10～32　略］ 第三節　船舶局及び海岸局並びに船舶地球局等の無線設備 （義務船舶局等の無線設備の条件） 第三十八条　法第三十三条の規定により義務船舶局（法第十三条第二項の船舶局をいう。以下同じ。）に備える無線設備の空中線は、通常起こり得る船舶の振動又は衝撃により破断しないように十分な強度を持つものでなければならない。 ［2　略］ 3　施行規則第二十八条の二第一項のインマルサット船舶地球局及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備えるインマルサット高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、次の条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。 ［一・二　略］ 4　施行規則第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち、一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備える一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでを受信する高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、別に告示する条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。 第三十八条の三　旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶の義務船舶局等には、次の各号に掲げる設備を同時に六時間以上（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条の規定に基づく命令による非常電源を備えるものについては、一時間以上）連続して動作させるための電力を供	（副次的に発する電波等の限度） 第二十四条　［同上］ ［2～8　同上］ 9　一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。 ［10～32　同上］ 第三節　船舶局及び海岸局並びにインマルサット船舶地球局等の無線設備 （義務船舶局等の無線設備の条件） 第三十八条　［同上］ ［2　同上］ 3　施行規則第二十八条の二第一項の船舶地球局及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備えるインマルサット高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、次の条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。 ［一・二　同上］ ［新設］ 第三十八条の三　［同上］

給することができる補助電源を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する義務船舶局等については、この限りでない。

［一　略］

二　次に掲げる無線設備のいずれかのもの

［イ・ロ　略］

ハ　船舶地球局の無線設備（施行規則第二十八条の二第一項の船舶地球局のものに限る。）

［三　略］

（船舶地球局等の無線設備の条件）

第四十条の四　船舶地球局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［1～3　略］

4　非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により海岸地球局と通信を行う船舶地球局の無線設備であつて、一、六一八・二五㎒から、一、六二六・五㎒までの周波数の電波を使用するものは、第一項第一号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、複信方式であること。

二　船舶地球局が使用する周波数は、海岸地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。

三　送信又は受信する電波の偏波は右旋円偏波であること。

四　前二号に定めるもののほか、総務大臣が別に告示する技術条件に適合すること。

5　高機能グループ呼出受信機は、第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～三　略］

四　第二項第二号に掲げる条件（インマルサット高機能グループ呼出受信機に限る。）

五　第一号から第三号までに定めるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

6　海域で運用される構造物上に開設する無線局であつて、インマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

第四十五条の二十二　航空機地球局の無線設備であつて、一、六一八・二五㎒を超え一、六二六・五㎒以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　通信方式は、複信方式であること。

ロ　航空機地球局が通信のために使用する周波数は、航空地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。

二　送信又は受信する電波の偏波は右旋円偏波であること。

［一　同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　インマルサット船舶地球局の無線設備（施行規則第二十八条の二第一項の船舶地球局のものに限る。）

［三　同上］

（インマルサット船舶地球局等の無線設備の条件）

第四十条の四　インマルサット船舶地球局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［1～3　同上］

［新設］

4　インマルサット高機能グループ呼出受信機は、第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～三　同上］

［新設］

四　前三号に定めるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

5　海域で運用される構造物上に開設する無線局であつて、インマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

［新設］

三　前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術基準に適合すること。	
別表第一号（第５条関係） ［注１～39　略］ 40　航空機地球局の送信設備に使用する電波の周波数許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、自動周波数補正機能による変化分を除き次のとおりとする。 ［(1)～(4)　略］ (5)　1,618.25MHzを超え1,626.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの　30(10^{-6}) ［41・42　略］ 43　1,618.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する船舶地球局の無線設備又は1,618.25MHzから1,626.5MHzまで若しくは2,655MHzから2,690MHzまでの周波通の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 (1)　1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する船舶地球局及び1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備　30(10^{-6}) (2)　2.655MHzから2,690MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備　1(10^{-6}) ［44～57　略］ 別表第二号（第６条関係） ［第１～第39　略］ 第40　1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する船舶地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、総務大臣が別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。 ［第41～第75　略］	別表第一号（第５条関係） ［注１～39　同左］ 40　［同左］ ［(1)～(4)　同左］ ［新設］ ［41・42　同左］ 43　1,618.25MHzから1,626.5MHzまで又は2,655MHzから2,690MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 (1)　1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備　30(10^{-6}) (2)　2.655MHzから2,690MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備　1(10^{-6}) ［44～57　同左］ 別表第二号（第６条関係） ［第１～第39　同左］ 第40　1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、総務大臣が別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。 ［第41～第75　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（無線機器型式検定規則の一部改正）

第五条　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一号　機器の構造及び性能条件（第２条関係）

機種	条件
［略］	［略］
高機能グループ呼出受信機の機器	1　インマルサット高機能グループ呼出受信機 (1)　設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 (2)　設備規則第40条の4第1項第1号及び第5号の条件に適合するものであること。 (3)　設備規則第40条の4第2項第2号の条件に適合するものであること。 (4)　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。 2　1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を受信する高機能グループ呼出受信機 (1)　設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 (2)　設備規則第40条の4第1項各号(第4号及び第6号を除く。)の条件に適合するものであること。 (3)　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
［略］	［略］
船舶地球局の無線設備の機器	1　インマルサットC型の無線設備(設備規則第40条の4第2項のインマルサットC型の無線設備をいう。以下同じ。) (1)　設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 (2)　設備規則第40条の4第1項各号(第4号及び第6号を除く。)の条件に適合するものであること。 (3)　設備規則第40条の4第2項第1号から第3号までの条件に適合するものであること。 (4)　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。 2　1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備 (1)　設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 (2)　設備規則第40条の4第1項各号(第4号及び第6号を除く。)の条件に適合するものであること。 (3)　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
［略］	［略］

改正前

別表第一号　機器の構造及び性能条件（第２条関係）

機種	条件
［同左］	［同左］
インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器	1　設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 2　設備規則第40条の4第1項第1号及び第5号の条件に適合するものであること。 3　設備規則第40条の4第2項第2号の条件に適合するものであること。 4　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。こと。
［同左］	［同左］
インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットC型の無線設備(設備規則第40条の4第2項のインマルサットC型の無線設備をいう。以下同じ。) (1)　設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 (2)　設備規則第40条の4第1項各号(第4号及び第6号を除く。)の条件に適合するものであること。 (3)　設備規則第40条の4第2項第1号から第3号までの条件に適合するものであること。 (4)　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
［同左］	［同左］

別表第二号　機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電気的条件（第２条関係）

機種		試験方法		条件
［略］		［略］	［略］	［略］
高機能グループ呼出受信機の機器		［略］	［略］	［略］
［略］		［略］	［略］	［略］
船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットC型の無線設備及び1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備	［略］	［略］	［１　略］ ２　始動後十分安定した状態において、次の電気的条件を満たすこと。 (1)　送信装置 ［ア～エ　略］ (2)　受信装置 ア　インマルサットC型の無線設備は、設備規則第40条の4第2項第2号の条件に適合すること。 ［イ　略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第七号　機器の型式表示に係る指定項目（第８条関係）

項目／区分	機種	用途	使用する環境	合格者	方式	周波数	送信受信の別	電力	電波の型式	チャネル	角度	番号
［略］	［	［	［	［	［略	［	［	［略	［	［	［	［

別表第二号　機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電気的条件（第２条関係）

機種		試験方法		条件
［同左］		［　同左］	［同左］	［同左］
インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器		［　同左］	［同左］	［同左］
［同左］		［　同左］	［同左］	［同左］
インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットC型の無線設備	［同左］	［同左］	［１　同左］ ２　始動後十分安定した状態において、次の電気的条件を満たすこと。 (1)　送信装置 ［ア～エ　同左］ (2)　受信装置 ア　設備規則第40条の4第2項第2号の条件に適合すること。 ［イ　同左］
［同左］	［同左］	［　同左］	［同左］	［同左］

別表第七号　機器の型式表示に係る指定項目（第８条関係）

項目／区分	機種	用途	使用する環境	合格者	方式	周波数	送信受信の別	電力	電波の型式	チャネル	角度	番号
［同左］	［	［同	［	［	［	［同	［	［	［	［	［	［

	略］	略］	略］	略］	］	略］	略］	］	略］	略］	略］	略］
高機能グループ呼出受信機の機器	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
船舶地球局の無線設備の機器	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第八号　機器の型式に関する記号（第８条関係）

区分	内容		記号
１　機種	［略］		［略］
	インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器		［略］
	1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を受信する高機能グループ呼出受信機の機器		ＥＧＩ
	デジタル選択呼出専用受信機の機器	［略］	［略］
	ナブテックス受信機の機器	［略］	［略］
	船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットＣ型	ＥＣ
		1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する船舶地球局	ＥＩ

	同左］	左］	同左］	同左］	同左］	左］	同左］	同左］	同左］	同左］	同左］	同左］
インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

別表第八号　機器の型式に関する記号（第８条関係）

区分	内容		記号
１　機種	［同左］		［同左］
	インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器		［同左］
	［新設］		［新設］
	デジタル選択呼出専用受信機の機器	［同左］	［同左］
	ナブテックス受信機の機器	［同左］	［同左］
	インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットＣ型	ＥＣ
		［新設］	［新設］

	［略］	［略］	［略］
2　用途	［略］	［略］	［略］
3　使用する環境	［略］	［略］	［略］
	船舶地球局の無線設備の機器	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
4　合格者	［略］	［略］	［略］
5　方式	［略］	［略］	［略］
6　周波数	［略］	［略］	［略］
	船舶地球局の無線設備の機器		［略］
	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

	［同左］	［同左］	［同左］
2　用途	［同左］	［同左］	［同左］
3　使用する環境	［同左］	［同左］	［同左］
	インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	［同左］	［同左］
	［同左］	［同左］	［同左］
4　合格者	［同左］	［同左］	［同左］
5　方式	［同左］	［同左］	［同左］
6　周波数	［同左］	［同左］	［同左］
	インマルサット船舶地球局の無線設備の機器		［同左］
	［同左］	［同左］	［同左］
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別添２

○総務省告示第　　号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号（船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　無線設備規則（以下「設備規則」という。）第四十八条第三項の規定により、船舶に設置する無線航行のためのレーダーであつて、同条第一項又は第二項の規定を適用することが困難又は不合理であるものは、次のとおりとする。 1　空中線電力が二〇〇ミリワット以下のもの（九GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号。以下「施行規則」という。）第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。） ［2・3　略］ 二　［略］	一　［同上］ 1　空中線電力が二〇〇ミリワット以下のもの（九GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、電波法施行規則（昭和二十五年電波監視委員会規則第十四号。以下「施行規則」という。）第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。） ［2・3　同上］ 二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別添３

○総務省告示第　　号

電波法施行規則第十一条の五第二号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第二百二十一号（総務大臣の行う型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の五第二号の規定に基づき、郵政大臣の行う型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を次のように定める。 なお、昭和五十一年郵政省告示第二百二十八号（電波法施行規則第十五条第四項第二号の規定により、同条第二項及び第三項の規定を適用しない機器を定める件）は、廃止する。 ［一　略］ ［1　略］ 2　高機能グループ呼出受信機（設備規則第四十条の四第五項の高機能グループ呼出受信機をいう。）の機器 ［3～15　略］ 二　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条第五号の機器 ［三～五　略］	電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の五第二号の規定に基づき、郵政大臣の行う型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を次のように定める。 なお、昭和五十一年郵政省告示第二百二十八号（電波法施行規則第十五条第四項第二号の規定により、同条第二項及び第三項の規定を適用しない機器を定める件）は、廃止する。 ［一　同上］ ［1　同上］ 2　インマルサット高機能グループ呼出受信機（設備規則第四十条の四第四項のインマルサット高機能グループ呼出受信機をいう。）の機器 ［3～15　同上］ 二　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条第五号の機器のうち、インマルサットC型の無線設備以外の機器 ［三～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別添４

○総務省告示第　　号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第六十一条第五号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百八十一号（無線従事者規則第六十一条第五号の規定に基づく船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程の認定基準のための訓練要領）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第六十一条第五号の規定に基づき、船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程の認定基準のための訓練要領を次のとおり定め、平成二年五月一日から適用する。

なお、昭和五十八年郵政省告示第三百二十六号(無線従事者規則第三十七条第六号の規定に基づき、訓練要目を定める件)は、平成二年四月三十日限り、廃止する。

一～四　［略］

別表第一号　認定新規訓練の課程に係るもの

科目			訓練の項目	訓練の程度(注1)	使用する設備
学科	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	義務船舶局等無線設備の管理	無線設備の取扱い	［略］	［略］	［略］
			高機能グループ呼出受信機	A	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
実技	義務船舶局等無線設備の管理	無線設備の取扱い	［略］	［略］	［略］
			高機能グループ呼出受信機	A	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［注１～３　略］

［別表第二号　略］

改正前

無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第六十一条第五号の規定に基づき、船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程の認定基準のための訓練要領を次のとおり定め、平成二年五月一日から適用する。

なお、昭和五十八年郵政省告示第三百二十六号(無線従事者規則第三十七条第六号の規定に基づき、訓練要目を定める件)は、平成二年四月三十日限り、廃止する。

一～四　［同上］

別表第一号　認定新規訓練の課程に係るもの

科目			訓練の項目	訓練の程度(注1)	使用する設備
学科	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
	義務船舶局等無線設備の管理	無線設備の取扱い	［同左］	［同左］	［同左］
			インマルサット高機能グループ呼出受信機	A	
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
実技	義務船舶局等無線設備の管理	無線設備の取扱い	［同左］	［同左］	［同左］
			インマルサット高機能グループ呼出受信機	A	
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

［注１～３　同左］

［別表第二号　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別添５

○総務省告示第　　号

無線局運用規則第百四十六条第一項等の規定に基づき、平成三年郵政省告示第四十六号（航空局、航空地球局及び航空機地球局の聴守電波の周波数）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改　正　後	改　正　前
［1　略］	［1　同左］
2　航空地球局 通信の相手方を国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する外国の人工衛星局とする航空地球局の聴守電波の周波数は、次に掲げるものとする。 3,599.0025MHzから3,628.9975MHzまで又は4,192.5025MHzから4,199.9975MHzまでの2.5kHz間隔の周波数	2　［同左］ 航空地球局の聴守電波の周波数は、次に掲げるものとする。 (1)　通信の相手方を国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する外国の人工衛星局とする航空地球局 3,599.0025MHzから3,628.9975MHzまで又は4,192.5025MHzから4,199.9975MHzまでの2.5kHz間隔の周波数
［削る］	(2)　通信の相手方を国土交通省が開設する人工衛星局とする航空地球局 11.6916225GHz から 11.6959175GHz まで又は 18.3866225GHz から 18.3909175GHz までの2.5kHz 間隔の周波数
3　航空機地球局 航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行う航空機地球局の聴守電波の周波数は、次に掲げるものとする。 1,525.0025MHzから1,558.9975MHzまでの2.5kHz間隔の周波数又は1,618.2708335MHzから1,625.9791665MHzまでの41.667kHz間隔の周波数	3　［同左］ 航空機地球局の聴守電波の周波数は、次に掲げるものとする。 1,525.0025MHzから1,558.9975MHzまでの2.5kHz間隔の周波数
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別添６

○総務省告示第　　号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第四項の規定に基づき、平成四年総務省告示第六十一号（電波法施行規則第二十八条の五第四項の規定に基づく船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

別表

無線設備の機器		点検の項目	
［略］	［略］	［略］	［略］
三　船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器	［(1)　略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
	(2)　高機能グループ呼出受信機	1　接続状態等の確認	ア　空中線の状況及びその取付け状況の良否 イ　主要部のコネクターの取付け状況、ねじ類の締付け状況及び接地装置の状態の良否 ウ　表示灯の断線、操作つまみの欠落等の有無 エ　補助電源からの電力の供給の良否
		2　受信部、信号処理部及び制御部の性能の確認	ア　搬送波に対する同調・同期表示の良否 イ　受信機能の動作の良否 ウ　印字機能の動作の良否（印字機能を有する機器に限る。） エ　通報のIDの記録の良否 オ　通報のIDの設定の良否 カ　記録紙等の消耗

改　正　前

別表

無線設備の機器		点検の項目	
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
三　船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器	［(1)　同左］	［同左］	［同左］
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
	(2)　インマルサット高機能グループ呼出受信機	1　接続状態等の確認	ア　空中線の状況及びその取付け状況の良否 イ　主要部のコネクターの取付け状況、ねじ類の締付け状況及び接地装置の状態の良否 ウ　表示灯の断線、操作つまみの欠落等の有無 エ　補助電源からの電力の供給の良否
		2　受信部、信号処理部及び制御部の性能の確認	ア　搬送波に対する同調・同期表示の良否 イ　受信機能及び印字機能の動作の良否 ウ　通報のIDの記録の良否 エ　通報のIDの設定の良否 オ　記録紙等の消耗

			品の有無（印字機能を有する機器に限る。）
［略］	［略］	［略］	［略］
五　船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットＣ型の無線設備の機器及び施行規則第12条第６項第２号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備の機器	１　接続状態等の確認	ア　空中線の状況及びその取付状況の良否 イ　主要部のコネクターの取付状況、ねじ類の締付状況及び接地装置の状態の良否 ウ　表示灯の断線、操作つまみの欠落等の有無 エ　補助電源からの電力の供給の良否
		２　制御部の性能の確認	ア　表示端末の作動状態の良否 イ　通信文作成機能の良否 ウ　印字機能の動作の良否（印字機能を有する機器に限る。） エ　記録紙等の消耗品の有無（印字機能を有する機器に限る。）
		［３　略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

			品の有無
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
五　インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットＣ型の無線設備の機器	１　接続状態等の確認	ア　空中線の状況及びその取付状況の良否 イ　主要部のコネクターの取付状況、ねじ類の締付状況及び接地装置の状態の良否 ウ　表示灯の断線、操作つまみの欠落等の有無 エ　補助電源からの電力の供給の良否
		２　制御部の性能の確認	ア　表示端末の作動状態の良否 イ　通信文作成機能の良否 ウ　印字機能の動作の良否 エ　記録紙等の消耗品の有無
		［３　同左］	［同左］
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別添７

○総務省告示第　　号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の三の規定に基づき、平成四年郵政省告示第六十九号（電波法施行規則第二十八条の三の規定に基づく義務船舶局等の遭難通信の通信方法に関する事項）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［二～十一　略］ 十二　船舶局は、高機能グループ呼出受信機で遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない旨の注意事項 ［十三～十四　略］	［二～十一　同上］ 十二　船舶局は、インマルサット高機能グループ呼出受信機で遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない旨の注意事項 ［十三～十四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別添８

○総務省告示第　　号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第七項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第七十三号（電波法施行規則第二十八条の五第七項の規定に基づく電波法第三十五条第三号の措置をとることとした義務船舶局等に備え付けなければならない計器及び予備品）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第七項の規定に基づき、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十五条第三号の措置をとることとした義務船舶局等に備え付けなければならない計器及び予備品を次のように定める。 ［一　略］ 二　予備品 法第三十三条の規定により備えなければならない機器であって施行規則第二十八条第一項第一号の(1)、第二号の(1)又は第三号の(1)に掲げるもの及びインマルサット船舶地球局の無線設備又は施行規則第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備（同条第三項の規定により同条第一項第三号の(1)の(二)の機器を備えることを要しないとした場合のものに限る。）の機器の予備品であって、次に掲げるものとする。 ［1～3　略］	電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第七項の規定に基づき、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十五条第三号の措置をとることとした義務船舶局等に備え付けなければならない計器及び予備品を次のように定める。 ［一　同上］ 二　予備品 法第三十三条の規定により備えなければならない機器であって施行規則第二十八条第一項第一号の(1)、第二号の(1)又は第三号の(1)に掲げるもの及びインマルサット船舶地球局の無線設備（同条第三項の規定により同条第一項第三号の(1)の(二)の機器を備えることを要しないとした場合のものに限る。）の機器の予備品であって、次に掲げるものとする。 ［1～3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別添９

○総務省告示第　　号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第三項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第九十一号（電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十八条の五第三項の規定により、同条第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を次のように定める。

施行規則第28条の５第３項の規定により、同条第１項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器は、次の表の左欄に掲げる義務船舶局等の区分に応じて、同表の右欄に掲げる無線設備の機器とする。

当該義務船舶等のある船舶の区分				無線設備の機器（○印を付したものとする。）				
国際航海従事の有無	船舶の種類	施行規則第28条第１項各号の航行する海域に応じた船舶の区分	総トン数	施行規則第28条第１項第１号の(1)の無線設備	施行規則第28条第１項第２号の(1)の㈡の無線設備	短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機	インマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型の無線設備又は施行規則第12条第６項第２号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備	当該義務船舶局等のある船舶の航行する海域に応じて当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる無線設備
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［注１～４　略］

改　正　前

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十八条の五第三項の規定により、同条第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を次のように定める。

施行規則第28条の５第３項の規定により、同条第１項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器は、次の表の左欄に掲げる義務船舶局等の区分に応じて、同表の右欄に掲げる無線設備の機器とする。

当該義務船舶等のある船舶の区分				無線設備の機器（○印を付したものとする。）				
国際航海従事の有無	船舶の種類	施行規則第28条第１項各号の航行する海域に応じた船舶の区分	総トン数	施行規則第28条第１項第１号の(1)の無線設備	施行規則第28条第１項第２号の(1)の㈡の無線設備	短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機	インマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型の無線設備	当該義務船舶局等のある船舶の航行する海域に応じて当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる無線設備
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

［注１～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別添10

○総務省告示第　　号

平成四年郵政省告示第百七号（インマルサット高機能グループ呼出し受信の機能を同時に使用できる無線設備に相当するインマルサット船舶地球局の無線設備）を廃止する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

別添11

○総務省告示第　　号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第四十二条第二号及び第四十三条の二第二項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二号（無線局運用規則第四十二条第二号及び第四十三条の二第二項の規定に基づく常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならない周波数）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　運用規則第四十二条第二号の別に告示する船舶地球局及び海岸地球局は、次のとおりとする。	一　［同上］
［１　略］	［１　同上］
２　施行規則第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局	［新設］
３　［略］	２　［同上］
二　運用規則第四十三条の二第二項の別に告示する周波数は、次のとおりとする。	二　［同上］
［１　略］	［１　同上］
２　前項第二号の船舶地球局 一、六二二・三九五八三三ＭＨｚから一、六二五・九七九一六七ＭＨｚまでの四一・六六七ｋＨｚ間の隔の周波数	［新設］
３　前項第三号の海岸地球局 一、五三七・七五〇ＭＨｚ（注１、２、３）、一、五三八・四七五ＭＨｚ（注１、２、３）、三、六〇五・〇〇〇ＭＨｚから三、六三三・〇〇〇ＭＨｚ（注１）、三、六二二・一〇〇ＭＨｚ（注１）、三、六二六・四五〇ＭＨｚ（注１）、四、一九二・五〇〇ＭＨｚから四、二〇〇・〇〇〇ＭＨｚまで（注２）、四、一九四・六〇〇ＭＨｚ（注２）、四、一九四・九七五ＭＨｚから四、二〇〇・〇〇〇ＭＨｚまで（注２）、四、一九八・九五〇ＭＨｚ（注２）、四、一九五・一〇〇ＭＨｚ（注３）及び四、一九五・〇〇〇ＭＨｚから四、一九九・〇〇〇ＭＨｚまで（注３） ［注１～３　略］	２　前項第二号の海岸地球局 一、五三七・七五〇ＭＨｚ（注１、２、３）、一、五三八・四七五ＭＨｚ（注１、２、３）、三、六〇五・〇〇〇ＭＨｚから三、六三三・〇〇〇ＭＨｚ（注１）、三、六二二・一〇〇ＭＨｚ（注１）、三、六二六・四五〇ＭＨｚ（注１）、四、一九二・五〇〇ＭＨｚから四、二〇〇・〇〇〇ＭＨｚまで（注２）、四、一九四・六〇〇ＭＨｚ（注２）、四、一九四・九七五ＭＨｚから四、二〇〇・〇〇〇ＭＨｚまで（注２）、四、一九八・九五〇ＭＨｚ（注２）、四、一九五・一〇〇ＭＨｚ（注３）及び四、一九五・〇〇〇ＭＨｚから四、一九九・〇〇〇ＭＨｚまで（注３） ［注１～３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別添12

○総務省告示第　　号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第五号の規定に基づき、平成五年郵政省告示第五百五十三号（無線従事者規則第二十一条第一項第六号の規定に基づく養成課程の実施要領）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

別表第一号　無線工学

［1　略］

2　海上資格（第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士及びレーダー級海上特殊無線技士）（注４）

授業科目及び内容の分類（資格別専門科目）					養成課程別の授業の要否及び程度（注３）					
授業科目	授業内容	授業内容の要旨	授業内容の詳細	授業内容の区分（注２）	第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士	第一級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	レーダー級海上特殊無線技士
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
		衛星通信のための無線通信装置	船舶地球局の無線設備及びEGC	概要	A		A			
				取扱方法	A		A			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

3　航空資格（航空無線通信士及び航空特殊無線技士）（注4）

授業科目及び内容の分類（資格別専門科目）					養成課程別の授業の要否及び程度（注3）	
授業科目	授業内容					
		授業内容	授業内容	授業内容	航空無線	航空特殊

改　正　前

別表第一号　無線工学

［1　同左］

2　海上資格（第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士及びレーダー級海上特殊無線技士）（注４）

授業科目及び内容の分類（資格別専門科目）					養成課程別の授業の要否及び程度（注３）					
授業科目	授業内容	授業内容の要旨	授業内容の詳細	授業内容の区分（注２）	第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士	第一級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	レーダー級海上特殊無線技士
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
		衛星通信のための無線通信装置	インマルサット船舶地球局の無線設備及びEGC	概要	A		A			
				取扱方法	A		A			
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

3　航空資格（航空無線通信士及び航空特殊無線技士）（注 4）

授業科目及び内容の分類（資格別専門科目）					養成課程別の授業の要否及び程度（注3）	
授業科目	授業内容					
		授業内容	授業内容	授業内容	航空無線	航空特殊

		の要旨	の詳細	の区分（注２）	通信士	無線技士
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
		衛星通信のための無線通信装置	インマルサット衛星通信装置及び無線設備規則第45条の22に規定する航空機地球局で用いられる無線通信装置	概要	B	
				取扱方法	B	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［４～５　略］

別表第三号　法規

授業科目及び内容の分類				養成課程別の授業の要否及び程度（注）													
授業科目	授業内容	授業内容の要旨	授業内容の詳細	第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士	第一級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	レーダー級海上特殊無線技士	航空無線通信士	航空特殊無線技士	第一級陸上特殊無線技士	第二級陸上特殊無線技士	第三級陸上特殊無線技士	国内電信級陸上特殊無線技士	第二級アマチュア無線技士	第三級アマチュア無線技士	第四級アマチュア無線技士
［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［

		の要旨	の詳細	の区分（注２）	通信士	無線技士
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
		衛星通信のための無線通信装置	インマルサット衛星通信装置	概要	B	
				取扱方法	B	
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

［４～５　同左］

別表第三号　法規

授業科目及び内容の分類				養成課程別の授業の要否及び程度（注）													
授業科目	授業内容	授業内容の要旨	授業内容の詳細	第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士	第一級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	レーダー級海上特殊無線技士	航空無線通信士	航空特殊無線技士	第一級陸上特殊無線技士	第二級陸上特殊無線技士	第三級陸上特殊無線技士	国内電信級陸上特殊無線技士	第二級アマチュア無線技士	第三級アマチュア無線技士	第四級アマチュア無線技士
［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［	［

略］	略］	略］	略］	略］	略］	略］	略］	略］	略］	略］	略］	略］	略］	略］	略］	略］	略］	略］	略］
		衛星通信設備	船舶地球局の無線設備	C		C													
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

同左］	同左］	同左］	同左］	同左］	同左］	同左］	同左］	同左］	同左］	同左］	同左］	同左］	同左］	同左］	同左］	同左］	同左］	同左］	同左］
		衛星通信設備	インマルサット船舶地球局の無線設備	C		C													
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別添13

○総務省告示第　　号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第五条第一項第三号の規定に基づき、平成四年郵政省告示第二百四十六号（無線機器型式検定規則第四条第一項ただし書の規定による無線機器の型式検定に係る試験の方法等）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)第五条第一項第三号の規定により、無線機器の型式検定に係る試験の方法等について次のとおり定める。 検定規則第四条第一項ただし書の試験は、測定に十分な精度を有する測定器その他の設備を使用して検定規則別表第一号及び別表第二号に定める条件に適合していることの確認を行うものとし、測定回路及び測定方法については、別表に定めるところにより行うものとする。	無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)第五条第一項第三号の規定により、無線機器の型式検定に係る試験の方法等について次のとおり定める。 検定規則第四条第一項ただし書の試験は、測定に十分な精度を有する測定器その他の設備を使用して検定規則別表第一号及び別表第二号に定める条件に適合していることの確認を行うものとし、測定回路及び測定方法については、別表に定めるところにより行うものとする。
別表　機器の測定回路及び測定方法 以下の測定回路における、標準信号発生器、スペクトル分析器等にあっては、原則として、1×10^{-8}以上の精度を有する基準信号を入力するものとする。 ［1～12　略］ 13　1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を受信する高機能グループ呼出受信機の機器 試験を行う周波数は、使用可能な周波数とする。 測定回路及び測定方法は、２(6)に同じ。 14～16　［略］ 17　施行規則第12条第６項第２号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備の機器 (1) 周波数の偏差 バースト波にあってはバースト内の平均値を、連続波にあってはその平均値を測定し、許容偏差から実際の運用において想定される最大のドップラーシフト分を差し引く。 (2) スプリアス発射又は不要発射の強度 バースト波にあってはバースト内の平均電力を、連続波にあってはその平均値を測定する。 (3) 空中線電力 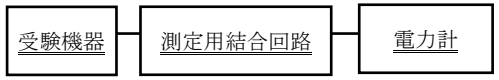 バースト波にあっては測定した値に送信時間率の逆数を乗じる、又はバースト内の平均電力を測定し、連続波にあってはその平均値を測定する。 (4) 占有周波数帯幅	別表　機器の測定回路及び測定方法 以下の測定回路における、標準信号発生器、スペクトル分析器等にあっては、原則として、1×10^{-8}以上の精度を有する基準信号を入力するものとする。 ［１～12　同左］ ［新設］ 13～15　［同左］ ［新設］

 電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。 (5) 搬送波を送信しないときの電力 搬送波の送信を停止させた状態で測定する。 (6) 上記以外の測定項目 2の(6)に同じ。 18～20 ［略］	16～18 ［同左］
備考 表中の［ ］の記載は注記である。	

別添14

○総務省告示第　　号

電波法施行規則第三十四条の二第四号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第二百八十七号（無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国土交通省又は成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社又は中部国際空港株式会社所属の航空局並びに国土交通省、地方公共団体、成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社又は中部国際空港株式会社所属の無線標識局及び無線航行陸上局であつて、航空機の航行の安全確保の用に供するものの無線設備の操作	国土交通省所属の地球局、航空地球局及び人工衛星局、国土交通省又は成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社又は中部国際空港株式会社所属の航空局並びに国土交通省、地方公共団体、成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社又は中部国際空港株式会社所属の無線標識局及び無線航行陸上局であつて、航空機の航行の安全確保の用に供するものの無線設備の操作

別添15

○総務省告示第　　号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号の40の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十八号（宇宙無線通信を行う無線局（インマルサット船舶地球局、インマルサット携帯移動地球局及び航空機地球局（一、六二六・二MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を除く。）の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

［一～二　略］

三　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

［1　略］

2　携帯移動衛星通信（電気通信業務を行うことを目的として開設された携帯基地地球局と携帯移動地球局との間で、主として通話のために行われる無線通信及びその無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。）を行う携帯移動地球局の送信設備であって、一六一〇・〇MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの及び、船舶地球局又は航空機地球局の送信設備であって、一、六一八・二五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を送信するもの

次に示す曲線の値

［図　略］

［四　略］

五　非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により航空移動衛星通信を行う航空機地球局の無線設備で一、六一八・二五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を送信する無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、第一項から第三項までの規定にかかわらず次のとおりとする。

1　単一の変調信号によるもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値	備考
一〇kHzを超え一、五二五MHz以下	任意の一〇kHzの帯域幅における空中線接続端子での平均電力が（一）一一八デシベル（一ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）以下の値	注1
一、五二五MHzを超え一、五五九MHz以下	任意の一〇kHzの帯域幅における空中線接続端子での平均電力が（一）一四六デシベル以下の値	注1
一、五五九MHzを超え一、五八五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における空中線接続端子での平均電力が（一）一一八デシベル以下の値	注2
一、五八五MHzを超え一、六〇五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における空中線接続端子での平均電力が（一）一一八デシベルから（一）二七・五デシベル以下の値	注3
一、六〇五MHzを超え一、六一〇MHz以下	任意の一kHzの帯域幅における空中線接続端子での平均電力が（一）一二五デシベルから（一）三四・五デシベル以下の値	注4
	任意の一MHzの帯域幅における空中線接続端子での平均電力が（一）一一八デシベルから	注5

改正前

［一～二　同上］

三　［同上］

［1　同上］

2　携帯移動衛星通信（電気通信業務を行うことを目的として開設された携帯基地地球局と携帯移動地球局との間で、主として通話のために行われる無線通信及びその無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。）を行う携帯移動地球局の送信設備であって、一六一〇・〇MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの

次に示す曲線の値

［図　同上］

［四　同上］

［新設］

一、七〇五MHzを超え一、八GHz以下	任意の三MHzの帯域幅における等価等方輻射電力の平均電力が（二）四九デシベル以下の値	注1	一、六八五MHzを超え一、七〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力の平均電力が（二）六〇デシベル以下の値	注1	一、六八〇MHzを超え一、六八五MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における等価等方輻射電力の平均電力が（二）六〇デシベル以下の値	注1	一、六七〇MHzを超え一、六八〇MHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における等価等方輻射電力の平均電力が（二）六〇デシベル以下の値	注1
										任意の一MHzの帯域幅における空中線接続端子での平均電力が（二）三九・五デシベル以下の値	注1
									一、六六〇MHzを超え一、六七〇MHz以下	任意の一〇kHz帯域幅における空中線接続端子での平均電力が（二）五六デシベル以下の値	注1
									一、六五〇MHzを超え一、六六〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における空中線接続端子での平均電力が（二）四九・五デシベル以下の値	注1
									一、六二六・五MHzを超え一、六五〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における空中線接続端子での平均電力が（二）五五デシベル以下の値	注1
									一、六一四MHzを超え一、六二六・五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力の平均電力が（二）四六デシベル以下の値	注1
									一、六一〇MHzを超え一、六一四MHz以下	任意の一〇kHzの帯域幅における空中線接続端子での平均電力が（二）七八デシベル以下の値	注1
										任意の一kHzの帯域幅における空中線接続端子での平均電力が（二）一二五デシベル以下の値	注5
										（二）二七・五デシベル以下の値	

注1　一フレーム又は一秒のいずれか短い時間の平均電力

2　二ミリ秒間の平均電力とする。

3　周波数に対して直線的に増加する、二〇ミリ秒間の平均電力とし、衛星無線航行装置の保護が必要な場合は（二）一八デシベルとする。

4　周波数に対して直線的に増加する、二〇ミリ秒間の平均電力とし、衛星無線航行装置

備考　表中の［　］の記載は注記である。	
八　［略］	七　［同上］
七　深宇宙にある宇宙物体に開設する無線局については、第一項から第六項までの規定は適用しない。	六　深宇宙にある宇宙物体に開設する無線局については、第一項から第五項までの規定は適用しない。

別添16

○総務省告示第　　号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条第八項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百号（電波法施行規則第二十八条第十項の規定に基づく小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局が同条第一項及び第二項の規定により備えなければならない機器に代えることができる機器）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
施行規則第28条第10項の規定により、小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局が同条第１項及び第２項の規定により備えなければならない機器に代えることができる機器は、次の表の左欄に掲げる義務船舶局のある船舶の区分に応じて、同表の右欄に掲げる無線設備の機器とする。 ［表　略］ 注 ［１～25　略］ 26　通信の相手方となる陸上に開設する無線局（人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあっては当該人工衛星局）の通信圏内を航行する船舶が備える無線設備は、次のものとする。 ⑴　電気通信業務を行うことを目的とする無線局の次の無線設備 ア　設備規則第40条の４第２項、第３項及び第５項に規定する船舶地球局の無線設備 イ　設備規則第49条の23第１号及び第２号、第49条の23の２並びに設備規則第49条の24各項に規定する携帯移動地球局の無線設備 ［ウ～エ　略］ ［⑵　略］ ［27　略］	［同左］ ［表　同左］ 注 ［１～25　同左］ 26　［同左］ ⑴　［同左］ ア　設備規則第40条の４第２項から第５項までに規定するインマルサット船舶地球局又は設備規則第49条の24各項に規定するインマルサット携帯移動地球局の無線設備 イ　設備規則第49条の23第１号及び第２号並びに第49条の23の２に規定する携帯移動地球局の無線設備 ［ウ～エ　同左］ ［⑵　同左］ ［27　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別添17

○総務省告示第　　号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の六第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百七十一号（小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十四条の六第一号の規定に基づき、小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を次のように定める。 なお、平成三年郵政省告示第六十一号(無線局免許手続規則第三条の表一の項の特定船舶局を定める件)は、廃止する。 小規模な船舶局に使用する無線設備(義務船舶局及び義務船舶局以外の船舶であって国際航海に従事する船舶の船舶局の無線設備を除く。)は、次のとおりとする。 [一～十五　略] 十六　前各項の無線設備と併せて船舶局に設置する次に掲げる無線設備 [⑴・⑵　略] ⑶　高機能グループ呼出受信機 [⑷～⑻　略] [十七　略]	電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十四条の六第一号の規定に基づき、小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を次のように定める。 なお、平成三年郵政省告示第六十一号(無線局免許手続規則第三条の表一の項の特定船舶局を定める件)は、廃止する。 小規模な船舶局に使用する無線設備(義務船舶局及び義務船舶局以外の船舶であって国際航海に従事する船舶の船舶局の無線設備を除く。)は、次のとおりとする。 [一～十五　同上] 十六　前各項の無線設備と併せて船舶局に設置する次に掲げる無線設備 [⑴・⑵　同上] ⑶　インマルサット高機能グループ呼出受信機 [⑷～⑻　同上] [十七　同上]
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別添18

○総務省告示第　　号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後

［第１　略］

第２　船舶局及び船舶地球局の検査実施要領

［１～２　略］

３　無線設備等

イ　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
１　無線局事項書関係		
［略］	［略］	［略］
⑶　無線設備の設置箇所（条件がある場合に限る。）	送受信装置、空中線系、電源設備及び附属装置について、無線局事項書の写しと照合し、確認する。	１　法第34条の義務船舶局等の無線設備の設置箇所については、次による。 ［⑴～⑾　略］ ⑿　義務船舶局等に備える 1621.35MHz から 1626.5MHz までを受信する高機能グループ呼出受信機に使用する空中線については、設備規則第38条第４項に規定する位置に設置されていないときは、「不可」とする。 ［２　略］
［略］	［略］	［略］

［注１～３　略］

［ロ　略］

ハ　総合試験

検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

検査対象無線局の種別	総合試験の方法等	検査の成績
１　船舶局	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
	５　特殊な設備及び附属装	

改　正　前

［第１　同上］

第２　船舶局及び船舶地球局の検査実施要領

［１～２　同上］

３　無線設備等

イ　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
１　無線局事項書関係		
［同左］	［同左］	［同左］
⑶　無線設備の設置箇所（条件がある場合に限る。）	送受信装置、空中線系、電源設備及び附属装置について、無線局事項書の写しと照合し、確認する。	１　法第34条の義務船舶等の無線設備の設置箇所については、次による。 ［⑴～⑾　同左］ ［新設］ ［２　同左］
［同左］	［同左］	［同左］

［注１～３　同左］

［ロ　同上］

ハ　総合試験

［同上］

検査対象無線局の種別	総合試験の方法等	検査の成績
１　船舶局	［同左］	［同左］
［同左］	［同左］	［同左］
	５　［同左］	

	置については、次のとおりとする。	
［略］	［略］	［略］
	⑸　DSC専用受信機、ナブテックス受信機及び高機能グループ呼出受信機については、自己診断試験により動作の良否を確認する。	良好に動作しないときは、「不可」とする。
［略］	［略］	［略］

［注１～２　略］

［第３　略］

［同左］	［同左］	［同左］
	⑸　DSC専用受信機、ナブテックス受信機及びインマルサット高機能グループ呼出受信機については、自己診断試験により動作の良否を確認する。	良好に動作しないときは、「不可」とする。
［同左］	［同左］	［同左］

［注１～２　同左］

［第３　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別添19

○総務省告示第　　号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三（2）の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三（2）の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を次のように定める。

［１・２　略］

３　無線設備等

［一～二　略］

三　総合試験

点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行って、その通信の状況等を確認する。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

点検対象無線局	総合試験の方法等	備考
［略］	［略］	［略］
２　船舶局	［(1)～(4)　略］ (5)　特殊な設備及び附属装置については、次のとおりとする。 ［ア～オ　略］ カ　ＤＳＣ専用受信機、ナブテックス受信機及び高機能グループ呼出受信機については、自己診断試験により動作の良否を確認する。 ［キ　略］	［略］
［略］	［略］	［略］

改正前

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を次のように定める。

［１・２　同上］

３　［同上］

［一～二　同上］

三　［同上］

［同上］

点検対象無線局	総合試験の方法等	備考
［同上］	［同上］	［同上］
２　船舶局	［(1)～(4)　同上］ (5)　特殊な設備及び附属装置については、次のとおりとする。 ［ア～オ　同上］ カ　ＤＳＣ専用受信機、ナブテックス受信機及びインマルサット高機能グループ呼出受信機については、自己診断試験により動作の良否を確認する。 ［キ　同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別添20

○総務省告示第　　号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

変　更　後

第２　周波数割当表

［１～７　略］

周波数割当表

［第１表　略］

第２表　27.5MHz－10000MHz

国際分配（MHz）			国内分配（MHz）（４）		無線局の目的（５）	周波数の使用に関する条件（６）
第一地域（１）	第二地域（２）	第三地域（３）				
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
1613.8-1626.5 移動衛星（地球から宇宙） 5.351A 航空無線航行 移動衛星（宇宙から地球） 5.208B 5.341 5.355 5.359 5.364 5.365 5.366 5.367 5.368 5.369	1613.8-1626.5 移動衛星（地球から宇宙） 5.351A 航空無線航行 無線測位衛星（地球から宇宙） 移動衛星（宇宙から地球） 5.208B 5.341 5.364 5.365 5.366 5.367	1613.8-1626.5 移動衛星（地球から宇宙） 5.351A 航空無線航行 移動衛星（宇宙から地球） 5.208B 無線測位衛星（地球から宇宙） 5.341 5.355 5.359 5.364 5.365	1613.8-1626.5 J36 J121 J122 J123 J124 J126	移動衛星（地球から宇宙）　J47	電気通信業務用 公共業務用	
				航空無線航行 無線測位衛星（地球から宇宙） J125	公共業務用 一般業務用	

変　更　前

第２　周波数割当表

［１～７　同左］

周波数割当表

［第１表　同左］

第２表　27.5MHz－10000MHz

国際分配（MHz）			国内分配（MHz）（４）		無線局の目的（５）	周波数の使用に関する条件（６）
第一地域（１）	第二地域（２）	第三地域（３）				
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
1613.8-1626.5 移動衛星（地球から宇宙） 5.351A 航空無線航行 移動衛星（宇宙から地球） 5.208B 5.341 5.355 5.359 5.364 5.365 5.366 5.367 5.368 5.369	1613.8-1626.5 移動衛星（地球から宇宙） 5.351A 航空無線航行 無線測位衛星（地球から宇宙） 移動衛星（宇宙から地球） 5.208B 5.341 5.364 5.365 5.366 5.367	1613.8-1626.5 移動衛星（地球から宇宙） 5.351A 航空無線航行 移動衛星（宇宙から地球） 5.208B 無線測位衛星（地球から宇宙） 5.341 5.355 5.359 5.364 5.365	1613.8-1626.5 J36 J121 J122 J123 J124 J126	移動衛星（地球から宇宙）　J47	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信用とする。
				航空無線航行 無線測位衛星（地球から宇宙） J125	公共業務用 一般業務用	

5.371 5.372	5.368 5.370 5.372	5.366 5.367 5.368 5.369 5.372				
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［第３表　略］

国内周波数分配の脚注

［J1～J295　略］

［別表１－１～別表11－３　略］

国際周波数分配の脚注

［5.53～5.565　略］

5.371 5.372	5.368 5.370 5.372	5.366 5.367 5.368 5.369 5.372				
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［第３表　同左］

国内周波数分配の脚注

［J1～J295　同左］

［別表１－１～別表11－３　同左］

国際周波数分配の脚注

［5.53～5.565　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別添 21

○総務省告示第　　号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十八条第二項の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十五号（再免許の申請を免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる無線局を定める件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　船上通信局	［新設］
四　無線航行移動局	［新設］
五　［略］	三　［同上］
六　［略］	四　［同上］
七　［略］	五　［同上］
八　［略］	六　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別添22

○総務省告示第　　号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第１から第５まで、別表第二号の二第１から第８まで、別表第二号の三第１及び第２、別表第二号の四並びに別表第三号の五の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許手続規則別表第二号第１等の規定に基づく無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。））を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

別表第10号　局種コード及び無線設備の名称コード

［第１　略］

第２　無線設備の名称コード

項目	コード
［略］	［略］
インマルサットＦ型	ＩＭＦ
施行規則第12条第６項第２号に規定する船舶地球局の無線設備	ＩＲＤ
［略］	［略］

別表第22号　附属装置コード

項目	コード	補足事項	備考
［略］	［略］	［略］	［略］
高機能グループ呼出受信機	ＥＧＣ	型式又は名称及び製造番号	
［略］	［略］	［略］	［略］

改　正　前

別表第10号　局種コード及び無線設備の名称コード

［第１　同左］

第２　無線設備の名称コード

項目	コード
［同左］	［同左］
インマルサットＦ型	ＩＭＦ
［同左］	［同左］

別表第22号　附属装置コード

項目	コード	補足事項	備考
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
インマルサット高機能グループ呼出受信機	ＥＧＣ	型式又は名称及び製造番号	
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別添23

○総務省告示第　　号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十三条第二項第一号の規定に基づき、航空機地球局の運用義務時間がその航空機の航行中常時となる区域を次のように定める。

なお、平成十六年総務省告示第二百八十六号（航空機地球局の運用義務時間がその航空機の航行中常時となる区域を定める件）は、廃止する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

一　無線設備規則第四十五条の二十に規定する航空機地球局

航空機地球局の開設される航空機が水平飛行を行っている状態において、当該航空機地球局のアンテナ仰角が、国際移動通信衛星機構が監督する法人が太平洋上空に開設する人工衛星局に対して五度以上となる区域

二　無線設備規則第四十五条の二十二に規定する航空機地球局

全区域

別添24

○総務告示第　　号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第四十条の四第二項第四号、第三項第四号、第四項第四号、第五項第四号及び第六項並びに別表第一号注33の規定に基づき、船舶地球局等の無線設備の技術的条件を次のように定める。

なお、平成十七年総務省告示第千二百二十七号（無線設備規則第十四条第三項等の規定に基づくインマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件）は令和　　年　　月　　日限り廃止する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

第一　インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備

一　一般的条件

1　遭難警報の送信のための操作が二以上の場所においてできること。

2　使用する電波の周波数及びタイムスロットは、通信網管理機能を有する海岸地球局からインマルサット人工衛星局の中継により常時送信されている時分割多重方式の信号（以下「NCSコモンTDM」という。）を受信することによって、自動的に選択されること。

3　遭難警報が送信されていることを示す機能を有すること（施行規則第二十八条の二第一項に定めるインマルサット船舶地球局の無線設備の場合に限る。）。

4　加熱を避けるための機能（通報の送信が終了した後、遭難通信を除き、一定の時間、通信を中断するものを含む。）を有すること。

5　次の表示機能を有すること。

㈠　ＮＣＳコモンＴＤＭの同期状態

㈡　遭難警報に対する海岸地球局からの応答

㈢　電波発射の有無

6　受信した通報を印字できること。

7　機械的雑音が少ないものであること。

8　遭難警報を送信するための専用のボタンは、独立した二以上の操作により作動するものであり、かつ、9の条件に適合する入力パネル又は国際標準化機構（ＩＳＯ）の規格によるキーボードのキーでないこと（施行規則第二十八条の二第一項に定めるインマルサット船舶地球局の無線設備の場合に限る。）。

9　〇から九までの数字の入力パネルを有する場合は、その数字の配列は国際電気通信連合電気通信標準化部門（以下「ＩＴＵ―Ｔ」という。）の勧告Ｅ．161によるものであること。

10　船舶の位置及び当該位置を決定した時刻を自動又は手動で入力することができること（施行規則第二十八条の二第一項に定めるインマルサット船舶地球局の無線設備の場合に限る。）。

11　過剰電流、過剰電圧、電源の過渡変動及び電源の極性の偶発的な反転からの保護手段を有すること。

12　露出した金属部分は、接地することができること。

13　電源端子は、接地されていないこと。

14　電圧五五ボルトを超える電気（高周波のものを除く。）を通ずる導電部は、容易に露出しないように、次のいずれかの条件に適合する遮へい体を有すること。

㈠　遮へい体を開けたときは、自動的に電源が遮断される構造であること。

㈡　遮へい体を開けるためには工具を必要とする構造であり、かつ、高電圧に対する注意事項が外部に表示されていること。

15　空中線から輻ふく射される高周波エネルギーのレベルについて、毎平方メートル一〇〇ワット、二五ワット及び一〇ワットとなる距離がレドーム付近に表示されていること。

16　通常の取付位置において、製造者名、型式名及び製造番号が明確に判読できるように外部に表示されていること。

二　電気的条件

1　送信装置

㈠　一、六二六・五MHzから一、六四六・五MHzまでの五kHz間隔のいずれの周波数も自動的に選択し、送信できること。

㈡　送信周波数は、海岸地球局から送信される時分割多重方式のチャネルの搬送波周波数を基準として生成されること。ただし、送信周波数が、設備規則別表第一号注32による許容偏差を維持できないときは、遭難通信を除き送信ができないこととする。

㈢　等価等方輻射電力は、天頂を九〇度とした仰角が（一）一五度以上において、五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以上であること。また、いかなる方向においても（十）一六デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）を超えてはならない。

㈣　一kHzの帯域内に輻射される電力は、次の値を超えないこと。

送信速度	離調周波数（搬送波周波数からの差の周波数をいう。以下同じ。）	一kHzの帯域内に輻射される電力の無変調搬送波に対する比
毎秒六〇〇ビット	（±）四・二kHz	（一）二六・五デシベル
（±）四八・六kHz		（一）四八デシベル

毎秒一、二〇〇ビット	（±）四・二kHz	（一）二三・五デシベル
	（±）四八・六kHz	（一）四五デシベル

(五)　一度に送信できるパケット（データを一定の長さに区切り、それぞれに送受信に必要な情報を加えた伝送の単位をいう。以下同じ。）の数は二五五以下であること。

(六)　海岸地球局から送信される時分割多重方式の信号により、送信速度を毎秒六〇〇ビット又は毎秒一、二〇〇ビットに切り替えられること。

(七)　通信のための送信信号は、次のとおりであること。

(1)　誤り検定符号は、レート二分の一、拘束長七の畳み込み符号（七つの信号ビットから、信号一ビットにつき二ビットの誤り検定符号に変換するものをいう。以下同じ。）とし、その生成多項式は、次のとおりとする。

$$G_1(X) = 1 + X^2 + X^3 + X^5 + X^6$$

$$G_2(X) = 1 + X + X^2 + X^3 + X^6$$

(2)　送信速度の安定度は、十秒間で、百万分の一以下であること。

(八)　通信のための送信信号（呼出しのためのものを除く。）は、(七)の規定によるほか、次のとおりであること。

(1)　構成は、別図第一号のとおりであること。

(2)　同期符号は、次の符号列が二回繰り返されたものであること。

〇〇〇〇　〇一一一　一一一〇　一〇一〇

一一〇〇　一一〇一　一一〇一　一〇一〇

〇一〇〇　一一一〇　〇〇一〇　一一一一

〇〇一〇　一〇〇〇　一一〇〇　〇〇一〇

(3)　(2)の場合において、同期符号は誤り検定符号化されずに送信されること。

(九)　呼出しのための送信信号は、(七)の規定によるほか、次のとおりであること。

(1)　構成は、別図第二号のとおりであること。

(2)　同期符号は、(八)の(2)に定める符号列を一回送信するものであること。

(3)　(2)の場合において、同期符号は誤り検定符号化されずに送信されること。

2　受信装置

(一)　一、五三七MHzから一、五四四・二MHzまでの五kHz間隔のいずれの周波数にも自動的に同調可能であること。

(二)　通信状態以外は、ＮＣＳコモンＴＤＭに同調していること。

(三)　受信信号は、次のとおりであること。

⑴　誤り検定符号は、レート二分の一、拘束長七の畳み込み符号とし、その生成多項式は次のとおりとする。

$G_1(X) = 1 + X^2 + X^3 + X^5 + X^6$

$G_2(X) = 1 + X + X^2 + X^3 + X^6$

⑵　伝送速度は、毎秒一、二〇〇ビットであること。

⑶　同期符号は、1の㈧の⑵に定めるものであること。

㈣　復調器入力までの選択度特性は、別図第三号のとおりであること。

㈤　パケット誤り率は、送信パケットの長さが一二八バイトのとき〇・〇八以下、四八バイトのとき〇・〇二七以下であり、次の条件に適合するものであること。

⑴　（±）〇・〇六ヘルツの初期クロック周波数オフセット状態において、次のアからオまでの電波を加えた場合

ア　一、五三七MHzから一、五四四・二MHzまでの範囲の周波数の電波

イ　フェージングを受けていない毎平方メートル（一）一四六・五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）の電力束密度の電波

ウ　初期周波数オフセットが（±）八五〇ヘルツであって、その周波数変動が三秒間に（一）五〇ヘルツから（＋）五〇ヘルツまでとなる電波

エ　別図第四号に示す位相雑音の電波

オ　直接波と反射波の比が七デシベルのマルチパスフェージングの電波

(2)　搬送波から（±）五kHz離れた点において、無変調搬送波レベルに対して（＋）五デシベルの相対レベルを有する妨害波を加えた場合

(3)　毎平方メートル（－）一五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）の電力束密度の一、六二六・五MHzから一、六四六・五MHzまでの周波数帯の妨害波を加えた場合

3　空中線

軸比は、仰角五度から九〇度まで及び方位角〇度から三六〇度までの範囲において、六デシベル以下であること。

4　電磁干渉

電源回路を通して外部へ伝わる電気的雑音のレベルは、別図第五号に示す値を超えないものであること。

第二　インマルサット船舶地球局のインマルサットＦ型の無線設備

一　一般的条件

1　第一の一の2、3、8、11及び16の条件に適合するものであること。

2　空中線から輻射される電波の強さが毎平方メートル一〇〇ワット、二五ワット及び一〇ワッ

トとなる地点から当該空中線までの距離について、レドームに表示されていること。

3　無線電信による通信（呼出し及び応答を行うためのものを除く。）及び無線電話による通信を行う場合は、一の搬送波について一のチャネルのデジタル符号化された情報により変調を行うものであること。

二　電気的条件

1　送信装置

㈠　一、六二六・五MHzから一、六六〇・五MHzまでの一・二五kHz間隔のいずれの周波数も自動的に選択し、送信できること。

㈡　等価等方輻射電力は、無線高速データによる通信を行う場合は、八デシベル、一〇デシベル、一二デシベル、一四デシベル、一六デシベル、一八デシベル、二〇デシベル、二二デシベル、二四デシベル、二六デシベル、二八デシベル、三〇デシベル又は三二デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）であり、その他の通信を行う場合は、六デシベル、八デシベル、一〇デシベル、一二デシベル、一四デシベル、一六デシベル、一八デシベル、二〇デシベル、二二デシベル、二四デシベル又は二六デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。）であり、いずれの場合も通信開始時の搬送波電力対雑音電力密度との比に応じて自動的に選択されること。この場合において、許容偏差は、（一）二デシベルから（＋）

一デシベルまでの範囲とする。

㈢　無線電信による通信（呼出し及び応答を行うためのもの並びに無線高速データによる通信を除く。）を行う場合は、変調方式は二の直交するチャネルの入力信号（以下「Ｉチャネル」及び「Ｑチャネル」という。）に対し、次の相対位相関係を有する帯域制限されたオフセット四相位相変調（Ｑチャネルの入力信号をＩチャネルの入力信号に比べて二分の一シンボル遅らせた四相位相変調をいう。以下「Ｏ―ＱＰＳＫ」という。）であること。

Ｉチャネル	Ｑチャネル	相対位相
一	一	（＋）四五度
○	一	（＋）一三五度
一	○	（－）四五度
○	○	（－）一三五度

㈣　無線電話による通信を行う場合は、次の条件に適合すること。

⑴　変調方式は帯域制限されたＯ―ＱＰＳＫ方式であること。

⑵　音声符号化は、毎秒四、八〇〇ビットのＡＭＢＥ方式（国際移動通信衛星機構が監督する法人が定めるＡＭＢＥ音声符号化方式をいう。以下同じ。）であること。

㈤　呼出し及び応答信号については、変調方式は、二相位相変調方式であること。

㈥　無線高速データによる通信を行う場合は、変調方式は、帯域制限された一六値直交振幅変調（以下「一六ＱＡＭ」という。）方式であること。

㈦　呼出しを行う場合には、その都度、海岸地球局から指定された呼出し周波数に選択されること。

㈧　呼出しシーケンスが終了してから、少なくとも十七秒間は、再呼出しができないこと。

２　受信装置

㈠　一、五二五㎒から一、五五九㎒までの一・二五㎑間隔のいずれの周波数も自動的に同調可能であること。

㈡　通信状態以外は、ＮＣＳコモンＴＤＭに同調していること。

㈢　無線電信による通信（呼出し及び応答を行うためのもの並びに無線高速データによる通信を除く。）を行う場合は、次の条件に適合すること。

⑴　１の㈣の⑴の条件に適合すること。

⑵　受信信号の伝送速度は、毎秒五、六〇〇ビット又は毎秒二四、〇〇〇ビットであること。

⑶　復調器入力までの選択度特性は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

区別	選択度特性
希望信号が、毎秒五、六〇〇ビットのランダムデータで変調され、帯域制限されたＯ―ＱＰＳＫのもの	ア　希望信号の周波数を中心として（±）二五KHz以内を除いた一、五二五MHzから一、五五九MHzまでの周波数範囲のすべての妨害信号除去比は三〇デシベル以上であること。 イ　希望信号の周波数を中心として上下にそれぞれ四・五kHz離れた二波の隣接信号が存在した場合、四〇・六デシベルの搬送波電力対雑音電力密度との比で、ビット誤り率は四パーセント以下であること。この場合において、隣接信号は、希望信号と同様のものであり、それぞれ希望信号より六デシベル高いものとする。
希望信号が、毎秒二四、〇〇〇ビットのランダムデータで変調され、帯域制限さ	ア　希望信号の周波数を中心として（±）五〇kHz以内を除いた一、五二五MHzから一、五

れたＯ―ＱＰＳＫのもの

	五九㎒までの周波数範囲のすべての妨害信号除去比は四〇デシベル以上であること。 イ　希望信号の周波数を中心として上下にそれぞれ二〇㎑離れた二波の隣接信号の存在による性能の劣化は、搬送波電力対雑音電力密度比に換算して〇・八デシベル以内であること。この場合において、隣接信号は、希望信号と同様のものであり、それぞれ希望信号より六デシベル高いものとする。

㈣　無線電話による通信を行う場合は、次の条件に適合すること。

(1)　㈢の⑴から⑶までの条件に適合すること。

(2)　音声符号化は、ＡＭＢＥ方式であること。

㈤　無線高速データによる通信を行う場合は、次の条件に適合すること。

(1)　変調方式は、帯域制限された一六ＱＡＭ方式であること。

(2)　受信信号の伝送速度は、毎秒一三四・四キロビット又は二六八・八キロビットであるこ

と。

⑶　復調器入力までの選択度特性は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

区別	選択度特性
受信信号の伝達速度が毎秒一三四・四キロビットのもの	ア　希望信号を中心として（±）一〇〇kHz以内を除いた一、四〇〇MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数範囲のすべての妨害信号除去比は三〇デシベル以上であること。 イ　希望信号の周波数を中心として上下にそれぞれ三九・五kHz離れた二波の隣接信号が存在した場合、五三・四デシベルの搬送波電力対雑音電力密度との比で、ビット誤り率は〇・〇〇〇一パーセント以下であること。この場合において、隣接信号は、希望信号と同様のもの（毎秒一三四・四キロビ

	ットのランダムデータで変調され、帯域制限された一六ＱＡＭとする。）であり、それぞれ希望信号より六デシベル高いものとする。
受信信号の伝達速度が毎秒二六八・八キロビットのもの	ア　希望信号を中心として（±）二〇〇kHz以内を除いた一、四〇〇MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数範囲のすべての妨害信号除去比は三〇デシベル以上であること。 イ　希望信号の周波数を中心として上下にそれぞれ八四kHz離れた二波の隣接信号が存在した場合、五六・四デシベルの搬送波電力対雑音電力密度との比で、ビット誤り率は〇・〇〇〇一パーセント以下であること。 この場合において、隣接信号は、希望信号と同様のもの（毎秒二六八・八キロビット

	のランダムデータで変調され、帯域制限された一六ＱＡＭとする。）であり、それぞれ希望信号より六デシベル高いものとする。

3　空中線等

㈠　軸比は、最大指向方向において二デシベル以下であること。

㈡　空中線は、通常起こり得る船舶の動揺、船舶の航行及びインマルサット人工衛星局の位置変動においてインマルサット人工衛星局を自動的に追尾できること。

㈢　レドームは、付着する水分及び塩分等による特性の劣化ができる限り少ないこと。

㈣　追尾する衛星の方位角に対応する空中線の位置情報を、（±）五度以内の誤差で周期的に検出する手段を備えていること。

4　電磁干渉

第一の二の4の条件に適合するものであること。

第三　インマルサット高機能グループ呼出受信機

一　一般的条件

1　第一の一の7、9、11から14まで及び16の条件に適合すること。

2　ＮＣＳコモンＴＤＭの番号が二〇記憶でき、かつ、選択できること。

3　次の表示機能を有すること。

㈠　ＮＣＳコモンＴＤＭの同期状態

㈡　通報の着信

二　電気的条件

1　受信装置

第一の二の2の㈠及び㈢から㈤までの条件に適合すること。

2　空中線

㈠　受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

㈡　軸比は、第一の二の3の条件に適合すること。ただし、インマルサット人工衛星局を自動追尾するものについては、この限りでない。

3　電磁干渉

第一の二の4の条件に適合するものであること。

三　受信・印字機能の条件

1　通報の種類による受信の可否の選択ができるものであること。ただし、遭難通信、緊急通信及び安全通信は、常時受信されること。

２　通報の記憶用として、少なくとも三二、七六八バイトの記憶容量を有すること。

３　誤りなく受信された通報の識別信号（以下「ＩＤ」という。）は、記憶されること。

４　記憶されるＩＤの数は、二五五以上であって、かつ、記憶容量を超える場合は、最新のものが優先して記憶されること。

５　ＩＤは、通報の時間から六〇時間後まで記憶され、かつ、七二時間後までに記憶から消去されること。

６　記憶されているＩＤと同じＩＤの通報は、受信しても印字しない機能を有すること。

７　通報には、受信した日付及び時刻（協定世界時とする。）を付加して表示又は印字すること。

８　受信した文字に誤りがあった場合は、下線表示「＿」の印字をすること。

９　一の語を複数の行にわたって表示又は印字しないこと。

10　一行当たり四〇字以上印字できること。

11　用紙の終了が近づいたことを示す可聴警報機能を有すること。

第四　海域で運用される構造物上に開設する無線局であってインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備

無線設備の種別に応じ、設備規則第十四条第三項、第四十条の四（第一項を除く。）、別表第一号注33及び別表第三号の14並びにこの告示の第一（一の２、８及び16（第二の規定により、こ

れらの規定が適用される場合を含む。）に限る。）及び第二（二の3の㈡から㈣までを除く。）の規定を準用する。

第五　施行規則第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局の無線設備

一　一般的条件

1　第一の一の1、6、8及び11から16までの条件に適合するものであること。

2　使用する電波の周波数及びタイムスロットは、通信網管理機能を有する人工衛星局から常時送信されている時分割多重方式の信号を受信することによって、自動的に選択されること。

3　人工衛星局との同期状態の表示機能を有すること。

4　遭難警報が送信されていることを示す機能を有すること。

5　船舶の位置及び当該位置を決定した時刻を自動又は手動で入力することができること。

二　電気的条件

1　送信装置

㈠　一、六一八・二五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数を自動的に選択し、送信できること。

㈡　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	等価等方輻射電力の尖頭電力

一〇〇kHzを超え三〇MHz以下	任意の一〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）八七デシベル（一ワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ）以下
三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）八七デシベル以下
一、〇〇〇MHzを超え一二、七五〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）七七デシベル以下

㈢　故障を検出する機能を有するものであり、かつ、検出後一秒未満の間に自動的に電波の送信を停止する機能を有するものであること。

2　受信装置

㈠　一、六一八・二五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数に同調可能であること。

㈡　通信状態以外は、通信網管理機能を有する人工衛星局から常時送信されている時分割多重方式の信号に同調していること。

㈢　副次的に発する電波等の限度は二の1の㈡に規定する等価等方輻射電力の尖頭電力の値を超えないものであること。

第六　一、六一八・二五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を受信する高機能グループ呼出受信機

一　一般的条件

1　第一の一の11から14まで及び16の条件に適合すること。

2　次の表示機能を有すること。

㈠　人工衛星局との同期状態

㈡　通報の着信

二　電気的条件

受信装置は、一、六一八・二五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数に同調可能であること。

三　受信・印字機能の条件

第三の三の1、8、10及び11の条件に適合すること。

別図第一号　インマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型の無線設備の通信のための送信信号（呼出しのための信号を除く。）の構成

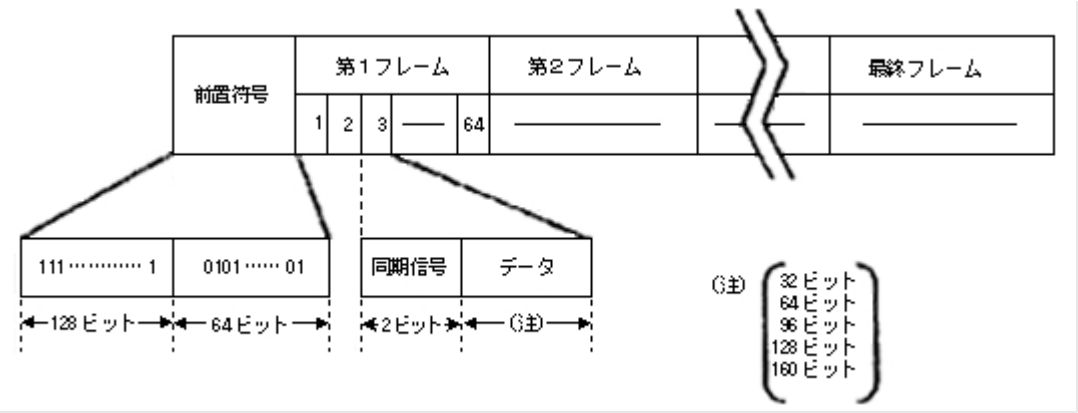

別図第二号　インマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型の無線設備の呼出しのための送信信号の構成

⑴　600 ビット／秒のとき

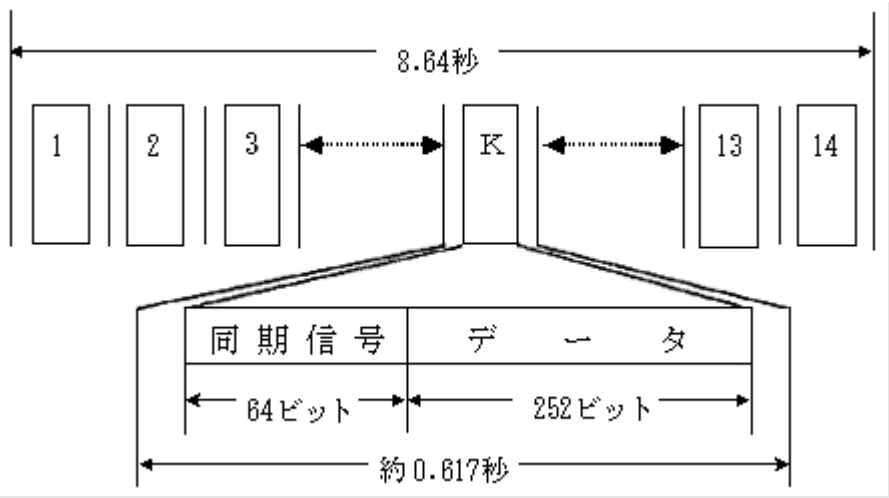

⑵　1200ビット／秒のとき

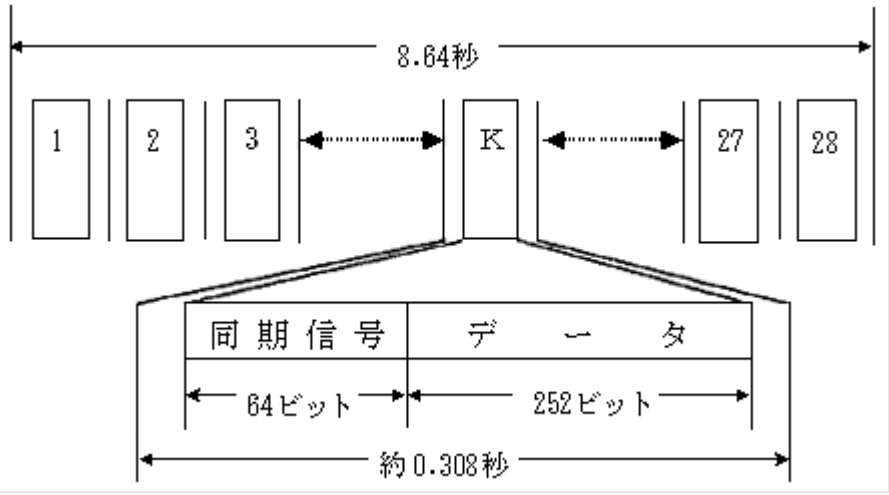

別図第三号　インマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型の無線設備及びインマルサット高機能グループ呼出し受信機の無線電信における受信選択度特性

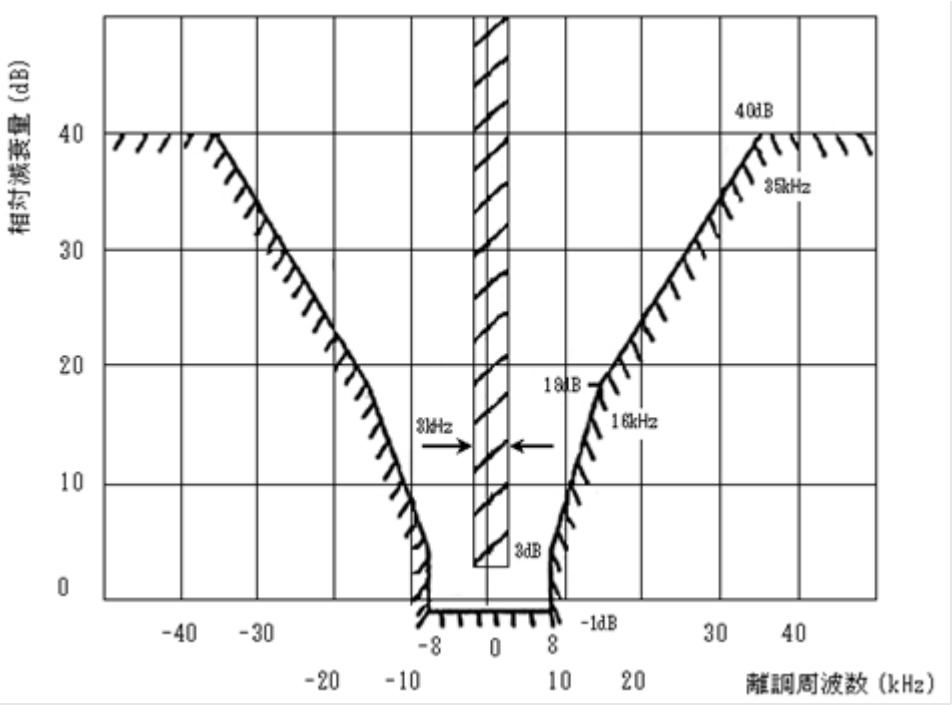

別図第四号　位相雑音

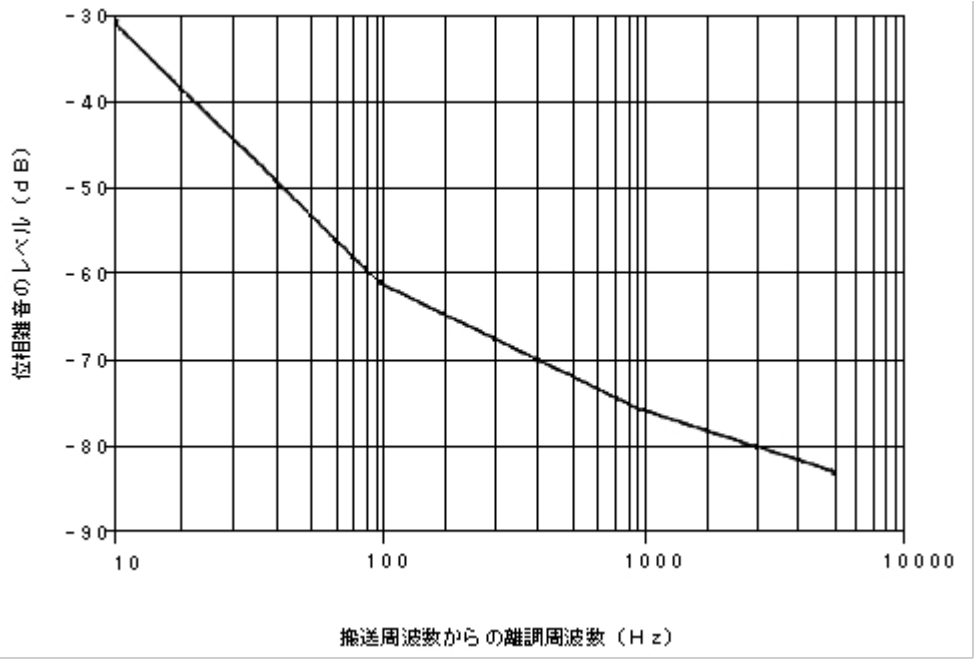

別図第五号　インマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型の無線設備及びインマルサットＦ型の無線設備並びにインマルサット高機能グループ呼出し受信機の電磁干渉

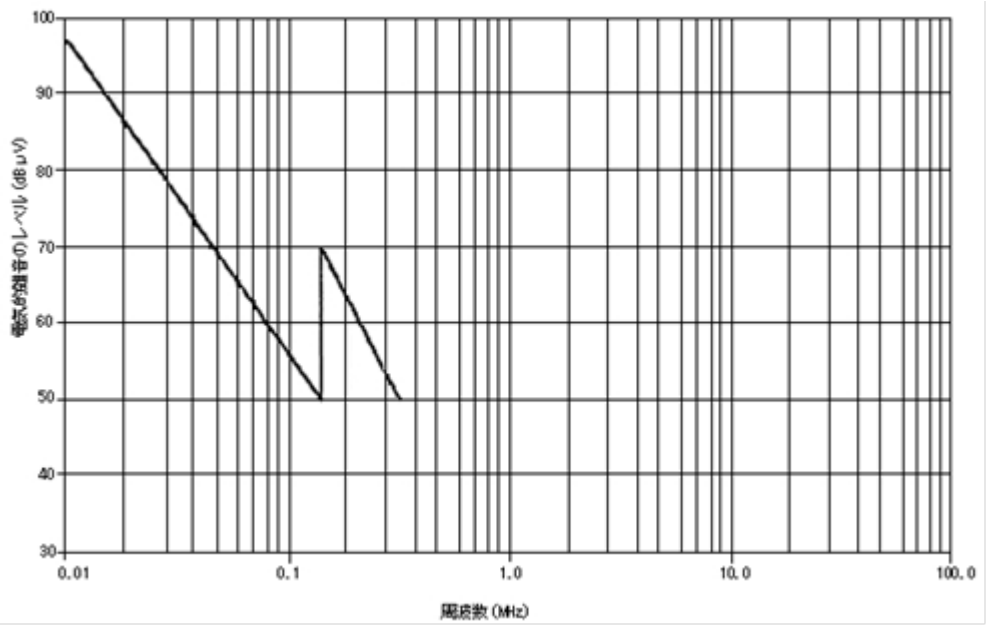
100
90
80
70
60
50
40
30
0.01
0.1
1.0
10.0
100.0
周波数 (MHz)

別添25

○総務省告示第　　号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の二十二第三号の規定に基づき、航空機地球局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

一　送信装置

1　パワーハンドリング性能

(一)　シングルキャリアユニットの場合

最大の個別キャリア出力の規定に基づき、個別キャリアのバースト出力に対し十分なものであること。

(二)　マルチキャリアユニットの場合

最大の個別キャリア出力の規定に基づき、最大数の個別データキャリアもしくは個別音声キャリアの出力に対し十分なものとして、二〇Wの無変調連続波のハンドリング性能を有すること。

2　アンテナ電圧定在波比の上限を一・八とすること。

3　等価等方輻射電力

㈠　一キャリアの等価等方輻射電力

上限を九デシベル（一ワットを〇デシベルとする。以下同じ。）、下限を（一）四デシベルとする。

㈡　送信機からの送信バースト時間内の平均等価等方輻射電力

一五デシベルからアンテナ利得を減じた値を超えないこと。

4　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、次の表に定めるとおりとする。

㈠　主として航空機に搭載される無線設備以外の無線設備

周波数帯	等価等方輻射電力	測定帯域幅	備考
一〇kHzを超え三〇MHz以下	（一）八七デシベル（一ワットを〇デシベルとする。以下同じ。）以下	一〇kHz	注1
三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	（一）八七デシベル以下	一〇〇kHz	注1
一、〇〇〇MHzを超え一、五五九MHz以下	（一）七七デシベル以下	一〇〇kHz	注1

一、五五九MHzを超え一、六〇五MHz以下	（一）一〇三デシベル以下	五〇〇kHz	注２		
一、六〇五MHzを超え一、六一〇MHz以下	（一）八八デシベル以下	五〇〇kHz	注２		
一、六一〇MHzを超え一、六一三・八MHz以下	（一）七七デシベル以下	二〇kHz	注３		
一、六一三・八MHzを超え一、六六〇MHz以下	（一）七七デシベル以下	一〇〇kHz	注１		
一、六六〇MHzを超え一、六七〇MHz以下	（一）七七デシベル以下	二〇kHz	注３		
一、六七〇MHzを超え一八GHz以下	（一）七七デシベル以下	一〇〇kHz	注１		

注１　尖頭電力とする。

２　二〇ミリ秒間の平均電力とする。航空機地球局と衛星無線航法装置のアイソレーションが五五デジベルを超える場合、当該アイソレーションと五五デシベルとの差を電力レベルの許容値に加えることができる。

３　二〇〇〇秒間の平均電力とする。

5　尖頭電力と平均電力の差が八デシベル以下で電力を制御できること。また、制御する電力の最小単位は一デジベル以下であること。

6　故障を検出する機能を有するものであり、かつ、検出後一秒未満の間に自動的に電波の送信を停止する機能を有するものであること。

二　受信装置

1　受信感度は次のとおりとすること。

(1)　広帯域（二〇〇kHz）干渉波の場合

（一）一二四デシベル以下（一ミリワットを〇デシベルとする。(2)において同じ。）

(2)　狭帯域（無変調連続波）干渉波の場合

同一チャネル　（一）一二一デシベル以下

隣接チャネル　（一）一〇六デシベル以下

一〇チャネル離れたチャネル　（一）六六デシベル以下

2　パケット誤り率は、〇・〇〇〇一パーセント以下とすること。

3　次の条件においても通信の相手方である人工衛星局からの信号を受信し、当該人工衛星局を追跡できること。

(一)　四七〇MHzから一八GHzまでの帯域（一、五三五・二MHzから一、七〇七・八二五MHzまでの帯域を

除く、）において、（一）七七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ）の干渉信号を受けた場合

㈡　同一の航空機に別の航空機地球局の無線設備がない場合であって、一、六二六・五MHzから一、六六〇・五MHzまでの帯域において、（一）九六デシベルの無変調連続波干渉信号を受けた場合

㈢　同一の航空機に別の航空機地球局の無線設備がある場合であって、一、六二六・五MHzから一、六六〇・五MHzまでの帯域において、（一）二デシベル（別の航空機地球局とのアイソレーションが四〇デジベルを超える場合、当該アイソレーションと四〇デシベルとの差を加えることができる。）の無変調連続波干渉信号を受けた場合

4　次の表に定める干渉信号を低減できること。

周波数帯	干渉低減量
一、五三五・二MHzから一、六一四・九九八〇八MHzまで	（一）五〇デシベルから（一）七二デシベルまで周波数に対して直線的に減少した値
一、六二七・五〇八四三MHzから一、七〇七・八二五MHzまで	（一）七二デシベルから（一）一〇デシベルまで周波数に対して直線的に増加した値

1　基準円偏波空中線が空間に隔離された等方性空中線であるときの与えられた方向における空中線の利得は、次の表の上欄に掲げる仰角において、方位角〇度、四五度、九〇度、一三五度、一八〇度、二二五度、二七〇度、三一五度の利得の平均値を求め、同表の下欄に掲げる係数を乗じたもの合計が、最大三デシベル、最小（一）二デシベルであること。

仰角	係数
八度を超え一〇度以下	〇．〇二〇八八八
一〇度を超え一二度以下	〇．〇五二六八〇七
一二度を超え一四度以下	〇．〇七七〇九六三
一四度を超え一六度以下	〇．〇八二一四八四
一六度を超え一八度以下	〇．〇八二〇〇九八
一八度を超え二〇度以下	〇．〇七六二八七
二〇度を超え二二度以下	〇．〇六八七八四八
二二度を超え二四度以下	〇．〇六〇五四〇六
二四度を超え二六度以下	〇．〇五二五三七六

二六度を超え二八度以下	○．○四七一五〇一
二八度を超え三〇度以下	○．○四二〇一三一
三〇度を超え三二度以下	○．○三六九二五二
三二度を超え三四度以下	○．○三二五七四二
三四度を超え三六度以下	○．○二九一五〇三
三六度を超え三八度以下	○．○二六八二九九
三八度を超え四〇度以下	○．○二四一二九四
四〇度を超え四二度以下	○．○二一九九六九
四二度を超え四四度以下	○．○一九八二八四
四四度を超え四六度以下	○．○一七〇八三四
四六度を超え四八度以下	○．○一五五三六四
四八度を超え五〇度以下	○．○一三六三六三
五〇度を超え五二度以下	○．○一二五〇〇六

五二度を超え五四度以下	○．○一一○五○三
五四度を超え五六度以下	○．○○九九九二五
五六度を超え五八度以下	○．○○九一○七二
五八度を超え六○度以下	○．○○八二二二
六○度を超え六二度以下	○．○○七三四一二
六二度を超え六四度以下	○．○○六五三六五
六四度を超え六六度以下	○．○○五七○九三
六六度を超え六八度以下	○．○○五○二五三
六八度を超え七○度以下	○．○○四五三八
七○度を超え七二度以下	○．○○四○一四九
七二度を超え七四度以下	○．○○三四六四九
七四度を超え七六度以下	○．○○二九六四二
七六度を超え七八度以下	○．○○二五五七四

七八度を超え八〇度以下	〇．〇〇二一八六三
八〇度を超え八二度以下	〇．〇〇一七三九二
八二度を超え八四度以下	〇．〇〇一三六八一
八四度を超え八六度以下	〇．〇〇一〇〇一五
八六度を超え八八度以下	〇．〇〇〇六七五一
八八度を超え九〇度以下	〇．〇〇〇一七八八

２　仰角八度から仰角九〇度の範囲において、軸比は二・五デシベル以下とする。

３　通信の相手方である人工衛星局からの直接波の電力と当該人工衛星局からの反射波の電力の識別度は、三デシベルよりも大きいこと。また、仰角八度における最小アンテナ利得と仰角（一）八度における最大アンテナ利得との差は、当該識別度よりも大きいこと。

別添26

○総務省告示第　　号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三十八条第四項の規定に基づき、電波法施行規則第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの及び電波法第三十三条の規定により義務船舶局に備える一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでを受信する高機能グループ呼出受信機に使用する空中線の設置位置の条件を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

三六〇度見渡せる位置であること。障害物による遮蔽がある場合は、当該障害物の長辺の長さの十五倍以上の離隔距離をとること。

別添27

○総務告示第　　号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）別表第一号及び別表第二号の規定に基づき、船舶地球局等の無線設備の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を次のように定める。なお、郵政省告示第六百五十七号（無線機器型式検定規則別表第一号及び別表第二号の規定に基づくインマルサット船舶地球局等の無線設備の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件）は廃止する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

第一　インマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型の無線設備の機器

１　構造及び性能の条件

告示第〇〇〇〇号（船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める件。以下「告示第〇〇〇〇号」という。）第一の一及び二（１の㈢及び㈣、２の㈣及び㈤並びに４を除く。）の条件に適合するものであること。

２　機械的及び電気的条件

告示第〇〇〇〇号第一の二（１の㈢及び㈣、２の㈣及び㈤並びに４に限る。）の条件に適合するものであること。

第二　インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器

１　構造及び性能の条件

告示第〇〇〇〇号第一の二の２の㈠及び㈢並びに第三の二の２及び三の条件に適合するものであること。

２　機械的及び電気的条件

告示第〇〇〇〇号第一の二の２の㈣及び㈤並びに第三の二の３の条件に適合するものであること。

第三　一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する船舶地球局の無線設備の機器

１　構造及び性能の条件

告示第〇〇〇〇号第五の一及び二（１の㈡及び２の㈢を除く。）の条件に適合するものであること。

２　機械的及び電気的条件

告示第〇〇〇〇号第五の二（１の㈡及び２の㈢に限る。）の条件に適合するものであること。

第四　一、六二一・二五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を受信する高機能グループ呼出

受信機の機器

1　構造及び性能の条件

告示第〇〇〇〇号第五の二の２の㈠及び第六の三の条件に適合するものであること。

別添 28

○総務省訓令第　　号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　高市　早苗

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

（下線及び二重下線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
［目次　略］	［目次　同左］
［第１条～第 46 条　略］	［第１条～第 46 条　同左］
［別添１～別添８　略］	［別添１～別添８　同左］
［別表１～別表３　略］	［別表１～別表３　同左］
別紙１（第４条関係）無線局の局種別審査基準	別紙１（第４条関係）無線局の局種別審査基準
［第１～第６　略］	［第１～第６　同左］
第７　船舶局	第７　船舶局
［１～11　略］	［１～11　同左］
12　法第 34 条の義務船舶局等	12　法第 34 条の義務船舶局等
(1)　施行規則第 28 条第１項ただし書の規定により法第 33 条に基づき備えなければならない機器に代えることができるものは、次のとおりとする。	(1)　［同左］
［ア・イ　略］	［ア・イ　同左］
ウ　施行規則第 28 条第３項の規定により、短波帯の無線設備の代替の船舶地球局については、当該審査基準によるほか、第 13 の船舶地球局の審査基準によること。	ウ　施行規則第 28 条第３項の規定により、短波帯の無線設備の代替のインマルサット船舶地球局については、当該審査基準によるほか、第 13 の船舶地球局の審査基準によること。
エ　施行規則第 28 条第２項の規定により、当該義務船舶局のある船舶の航行区域に応じて、当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器（以下「一般通信設備」という。）の範囲は、次のとおりであり、常に通信の相手方となる陸上に開設する無線局（人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあっては当該人工衛星局）の通信圏内を航行する場合にのみ認めるものとする。	エ　［同左］
［(ｱ)・(ｲ)　略］	［(ｱ)・(ｲ)　同左］
(ｳ)　船舶地球局の無線設備	(ｳ)　船舶地球局の無線設備
Ａ　インマルサットＣ型	Ａ　インマルサットＣ型
［削る］	Ｂ　インマルサットＢ型
［削る］	Ｃ　インマルサットＭ型

B　インマルサットＦ型	D　インマルサットＦ型
C　施行規則第 12 条第６項第２号に規定する船舶地球局の無線設備	［新設］
［(ｴ)・(ｵ)　略］	［(ｴ)・(ｵ)　同左］
［(2)～(5)　略］	［(2)～(5)　同左］
(6)　特殊な設備は、次に掲げる機器の区分に応じ、それぞれの規定する条件に適合すること。	(6)　［同左］
［ア・イ　略］	［ア・イ　同左］
ウ　高機能グループ呼出受信機	ウ　インマルサット高機能グループ呼出受信機
［(ｱ)　略］	［(ｱ)　同左］
(ｲ)　空中線の位置は申請者から提出されたブロッキングチャートにより次の条件を満足していること。	(ｲ)　［同左］
［A　略］	［A　同左］
B　ブロッキングチャートにより空中線が次の条件を満たすこと。	B　［同左］
［(A)　略］	［(A)　同左］
(B)　無指向性空中線の場合	(B)　［同左］
［削る］	船首及び船尾側の仰角（－）５度の位置を短径、左舷及び右舷側の仰角（－）15 度の位置を長径とする楕円内に、２度を超えるシャドーセクターがないこと。
	［新設］
a　インマルサット高機能グループ呼出受信機の場合 船首及び船尾側の仰角(－)５度の位置を短径、左舷及び右舷側の仰角(－)15 度の位置を長径とする楕円内に、２度を超えるシャドーセクターがないこと。	
b　1,621.35MHz から 1,626.5MHz までの周波数の電波を受信する高機能グループ呼出受信機の場合 360 度見渡せる位置であること。障害物による遮蔽がある場合は、当該障害物の長辺の長さの 15 倍以上の離隔距離をとること。	［新設］
C　船体構造等の理由から、上記Ｂの条件を満たすことが困難又は不合理であると認められる場合は、次のいずれかの条件に適合していることをもって、設備規則第 38 条第３項の規定に適合しているものとする。	C　［同左］
［(A)　略］	［(A)　同左］
(B)　無指向性空中線の場合	(B)　［同左］
［削る］	ブロッキングチャートにおいて、船首及び船尾側の仰角（－）５度の位置の短径、左舷及び右舷側の仰角（－）15 度の位置を長径とする楕円内に、２度を超えるシャドーセクターが当該空中線から１m以内にないこと。
	［新設］
a　インマルサット高機能グループ呼出受信機の場合 ブロッキングチャートにおいて、船首及び船尾側の仰角（－）５度の位置の短径、左舷及び右舷側の仰角（－）15 度の位置を長径とする楕円内に、２度を超えるシャドーセクターが当該空中線から１m以内にないこと。	
［D　略］	［D　同左］
［エ・オ　略］	［エ・オ　同左］

［(7)　略］

(8)　空中線系は、次の条件に適合するものであること。

ア　短波帯の無線設備の代替として備える船舶地球局、予備設備として備える船舶地球局、一般通信設備として備える船舶地球局(インマルサットＦ型を除く。)及び義務船舶局に備える高機能グループ呼出受信機については、次の条件を満足するものであること。

［(ア)　略］

(イ)　ブロッキングチャートにより空中線が次の条件を満たすこと。

［A　略］

B　無指向性空中線の場合

［削る］

(A)　インマルサット高機能グループ呼出受信機の場合

船首及び船尾側の仰角（－）５度の位置を短径、左舷及び右舷側の仰角（－）15度の位置を長径とする楕円内に、２度を超えるシャドーセクターがないこと。

(B)　1,621.35MHz から 1,626.5MHz までの周波数の電波を受信する高機能グループ呼出受信機の場合

360 度見渡せる位置であること。障害物による遮蔽がある場合は、当該障害物の長辺の長さの 15 倍以上の離隔距離をとること。

(ウ)　ただし、船体構造等の理由から、上記Ｂの条件を満たすことが困難又は不合理であると認められる場合は、次のいずれかの条件に適合していることをもって、設備規則第 38 条第３項の規定に適合しているものとする。

A　指向性空中線の場合

(A)　ブロッキングチャートにおいて、仰角（－）５度の位置を半径とする円内に、６度を超えるシャドーセクターが当該空中線から 10m以内にないこと。

なお、申請者から提出された資料により、当該船舶が、次表左欄に掲げる海域の区分に示す海域のみを航行することが明らかである場合は、当該海域の区分に従い、「仰角(－)５度」を、同表右欄に掲げる仰角の値とすることができる(次の(B)において同じ。)。

［表　略］

(B)　又はインマルサット人工衛星が仰角(－)５度から 90 度までのいかなる位置にあっても、ブロッキングによる回線損失が４dB 以上にならないことが製造業者等の資料により明らかなこと。

B　無指向性空中線の場合

［削る］

(A)　インマルサット高機能グループ呼出受信機の場合

ブロッキングチャートにおいて、船首及び船尾側の仰角（－）５度の位置の短

［(7)　同左］

(8)　［同左］

ア　短波帯の無線設備の代替として備える船舶地球局、予備設備として備える船舶地球局、一般通信設備として備える船舶地球局(インマルサットＦ型を除く。)及び義務船舶局に備えるインマルサット高機能グループ呼出受信機については、次の条件を満足するものであること。

［(ア)　同左］

(イ)　［同左］

［A　同左］

B　［同左］

船首及び船尾側の仰角（－）５度の位置を短径、左舷及び右舷側の仰角（－）15度の位置を長径とする楕円内に、２度を超えるシャドーセクターがないこと。

［新設］

［新設］

(ウ)　［同左］

A　［同左］

(a)　ブロッキングチャートにおいて、仰角（－）５度の位置を半径とする円内に、６度を超えるシャドーセクターが当該空中線から 10m以内にないこと。

なお、申請者から提出された資料により、当該船舶が、次表左欄に掲げる海域の区分に示す海域のみを航行することが明らかである場合は、当該海域の区分に従い、「仰角(－)５度」を、同表右欄に掲げる仰角の値とすることができる(次の(b)において同じ。)。

［表　同左］

(b)　又はインマルサット人工衛星が仰角(－)５度から 90 度までのいかなる位置にあっても、ブロッキングによる回線損失が４dB 以上にならないことが製造業者等の資料により明らかなこと。

B　無指向性空中線の場合

ブロッキングチャートにおいて、船首及び船尾側の仰角（－）５度の位置の短径、左舷及び右舷側の仰角（－）15度の位置を長径とする楕円内に、２度を超えるシャドーセクターが当該空中線から１m以内にないこと。

［新設］

径、左舷及び右舷側の仰角（－）15度の位置を長径とする楕円内に、２度を超えるシャドーセクターが当該空中線から１m以内にないこと。	
イ～エ　［略］	イ～エ　［同左］
オ　一般通信設備として備える施行規則第 12 条第６項第２号に規定する船舶地球局及びイリジウム衛星携帯電話については、船舶の室内の操作において常時通信が可能なように船体の適当な箇所に空中線を設置すること。ただし、20 トン未満の船舶及び船舶の室内の操作により常時通信が可能であると認められる場合は、この限りでない。	オ　一般通信設備として備えるイリジウム衛星携帯電話については、船舶の室内の操作において常時通信が可能なように船体の適当な箇所に空中線を設置すること。ただし、20 トン未満の船舶及び船舶の室内の操作により常時通信が可能であると認められる場合は、この限りでない。
［カ　略］	［カ　同左］
［(9)　略］	［(9)　同左］
［別図　略］	［別図　同左］
第 10　航空機地球局	第 10　［同左］
1　無線局の目的等は、次のとおりであること。	1　［同左］
(1)　インマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行う航空機地球局、設備規則第 45 条の 21 に規定する無線設備を使用する航空機地球局又は設備規則第 45 条の 22 に規定する無線設備を使用する航空機地球局	(1)　インマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行う航空機地球局又は設備規則第 45 条の 21 に規定する無線設備を使用する航空機地球局
電気通信事業者が、電気通信役務を提供するために航空機に開設するものであり、申請に係る航空機の所有者又は運航者が当該電気通信事業者との間に航空衛星通信サービス利用契約を締結していること。	電気通信事業者が、電気通信役務を提供するために航空機に開設するものであり、申請に係る航空機の所有者又は運航者が当該電気通信事業者との間に航空衛星通信サービス利用契約を締結していること。
［削る］	(2)　国土交通省が開設する人工衛星局の中継により無線通信を行う航空機地球局
	ア　航空事業者が開設するもの 「一般業務用」であること。
	イ　国土交通省が開設するもの 「公共業務用」であること。
2　通信の相手方は、次のいずれかであること。	2　［同左］
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同左］
(3)　設備規則第 45 条の 22 に規定する無線設備を使用する航空機地球局にあっては、イリジウムシステムの人工衛星局であること	(3)　国土交通省が開設する人工衛星局の中継により無線通信を行う航空機地球局 「MTSAT―1R 衛星に開設する人工衛星局」又は「MTSAT―２衛星に開設する人工衛星局」であること。
3　通信事項は、「電気通信業務に関する事項」であること。	3　通信事項は、次のとおりであること。
［削る］	(1)　インマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行う航空機地球局又は設備規則第 45 条の 21 に規定する無線設備を使用する航空機地球局 「電気通信業務に関する事項」であること。
［削る］	(2)　国土交通省が開設する人工衛星局の中継により無線通信を行う航空機地球局
	ア　航空事業者が開設するもの 「航空機の運用に関する事項」であること。
	イ　国土交通省が開設するもの 「航空交通管制に関する事項」であること。
［４・５　略］	［４・５　同左］
第 13　船舶地球局	第 13　船舶地球局

［1　略］
2　通信の相手方は、インマルサットシステム又はイリジウムシステムの人工衛星局であること。
［3～5　略］
6　インマルサット船舶地球局の空中線電力は、空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力(以下「EIRP」という。)が各システムに応じて次の値以下になるものであること。
［削る］

(1)　インマルサットC型
16デシベル（1ワットを0デシベルとする。以下同じ。）
［削る］

(2)　インマルサットF型
［(ア)・(イ)　略］
(3)　［略］
7　義務船舶局のある船舶に開設される船舶地球局であって、施行規則第28条第7項、第8項及び第10項の規定により、短波帯の無線設備の機器の代わりに備える船舶地球局の無線設備（以下「代替設備」という。）、施行規則第28条の5第3項の規定により、予備設備として備えるインマルサット船舶地球局の無線設備（以下「予備設備」という。）又は施行規則第28条第9項に規定するインマルサット高機能グループ呼出し受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備のうち、少なくとも一を備えるものについては、以下の基準に適合するものであること。
［(1)・(2)　略］
(3)　工事設計
［ア　略］
イ　空中線の位置は、申請者から提出されたブロッキングチャートにより審査し、次の条件に適合するものであること。
(ア)　ブロッキングチャートは別図のとおりであること。
(イ)　ブロッキングチャートにより空中線が次の条件を満たすこと。
［A　略］
B　無指向性空中線の場合
［削る］

(A)　インマルサット高機能グループ呼出受信機の場合
船首及び船尾側の仰角（－）5度の位置を短径、左舷及び右舷側の仰角（－）15度の位置を長径とする楕円内に、2度を超えるシャドーセクターがないこと。
(B)　1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を受信する高機能グループ呼出受信機の場合
360度見渡せる位置であること。障害物による遮蔽がある場合は、当該障害物

［1　同左］
2　通信の相手方は、インマルサットシステムの人工衛星局であること。

［3～5　同左］
6　空中線電力は、空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力(以下「EIRP」という。)が各システムに応じて次の値以下になるものであること。
(1)　インマルサットB型
33デシベル（1ワットを0デシベルとする。以下同じ。）
(2)　インマルサットC型
16デシベル
(3)　インマルサットM型
27デシベル
(4)　インマルサットF型
［(ア)・(イ)　同左］
(5)　［同左］
7　義務船舶局のある船舶に開設される船舶地球局であって、施行規則第28条第3項、第4項及び第6項の規定により、短波帯の無線設備の機器の代わりに備えるインマルサット船舶地球局の無線設備（以下「代替設備」という。）、施行規則第28条の5第3項の規定により、予備設備として備えるインマルサット船舶地球局の無線設備（以下「予備設備」という。）又は施行規則第28条第5項に規定するインマルサット高機能グループ呼出し受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備のうち、少なくとも一を備えるものについては、以下の基準に適合するものであること。
［(1)・(2)　同左］
(3)　［同左］
［ア　同左］
イ　［同左］

(ア)　ブロッキングチャートは別図15―1のとおりであること。
(イ)　［同左］
［A　同左］
B　［同左］
船首及び船尾側の仰角（－）5度の位置を短径、左舷及び右舷側の仰角（－）15度の位置を長径とする楕円内に、2度を超えるシャドーセクターがないこと。
［新設］

［新設］

の長辺の長さの 15 倍以上の離隔距離をとること。 （ウ）　ただし、船体構造等の理由から、上記イの条件を満たすことが困難又は不合理であると認められる場合は、次のいずれかの条件に適合しているものとする。 ［A　略］ B　無指向性空中線の場合 ［削る］ (A)　インマルサット高機能グループ呼出受信機の場合 ブロッキングチャートにおいて、船首及び船尾側の仰角（－）５度の位置を短径、左舷及び右舷側の仰角（－）15 度の位置を長径とする楕円内に、２度を超えるシャドーセクターが当該空中線から１m以内にないこと。 ［８　略］ ［別図　略］ ［別紙２　略］ 別紙３　無線従事者関係審査基準 １　無線従事者の免許 ［(1)・(2)　略］ (3)　法第 41 条第２項第４号による申請である場合 ［ア～エ　略］ オ　申請者が現に有する資格及び当該資格による経歴は、従事者規則第 33 条第１項及び平成８年郵政省告示第 150 号（一定の無線従事者の資格及び業務経歴を有する者に電波法第 40 条第１項の資格の無線従事者の免許を与えるための要件を定める等の件）の要件に適合するものであること。 なお、漁船に開設する船舶局の国際通信のための無線設備の操作に従事した業務経歴について、従事者規則第 46 条に規定する経歴証明書の記載内容からその経歴を確認することが不十分と認められる場合には、総合無線局監理システム等により、当該業務経歴に係る国際通信のための無線設備が GMDSS の対象船舶の無線設備として搭載が義務付けられている船舶地球局の無線設備又は HF 無線設備、VHF 送受信装置等を備えた船舶局の無線設備であるかどうかを確認すること。 ［カ　略］ ［(4)　略］ ［２～９　略］	（ウ）　［同左］ ［A　同左］ B　無指向性空中線の場合 ブロッキングチャートにおいて、船首及び船尾側の仰（－）５度の位置を短径、左舷及び右舷側の仰角（－）15 度の位置を長径とする楕円内に、２度を超えるシャドーセクターが当該空中線から１m以内にないこと。 ［新設］ ［８　同左］ ［別図　同左］ ［別紙２　同左］ 別紙３　［同左］ １　［同左］ ［(1)・(2)　同左］ (3)　［同左］ ［ア～エ　同左］ オ　申請者が現に有する資格及び当該資格による経歴は、従事者規則第 33 条第１項及び平成８年郵政省告示第 150 号（一定の無線従事者の資格及び業務経歴を有する者に電波法第 40 条第１項の資格の無線従事者の免許を与えるための要件を定める等の件）の要件に適合するものであること。 なお、漁船に開設する船舶局の国際通信のための無線設備の操作に従事した業務経歴について、従事者規則第 46 条に規定する経歴証明書の記載内容からその経歴を確認することが不十分と認められる場合には、総合無線局監理システム等により、当該業務経歴に係る国際通信のための無線設備が GMDSS の対象船舶の無線設備として搭載が義務付けられているインマルサット無線設備又は HF 無線設備、VHF 送受信装置等を備えた船舶局の無線設備であるかどうかを確認すること。 ［カ　同左］ ［(4)　同左］ ［２～９　同左］

附　則

この訓令は、令和　　年　　月　　日から施行する。